

第Ⅱ部 研究編

○長谷川成一 山と飢饉 -近世後期津軽領の山林統制と天明飢饉-

○菊池 勇夫 近世の餓死者供養について

山と飢饉

－近世後期津軽領の山林統制と天明飢饉－

長谷川 成一

はじめに

筆者は、2006年6月、「近世後期の白神山地－山林統制と天明飢饉を中心に－」（『白神研究』第3号 弘前大学白神研究会、長谷川 2006）において、白神山地しろかみに焦点をあてて同山地に関する弘前藩の山林統制の実態と、天明飢饉における同藩の同山地をめぐる御救山について論じた。具体的には、天明4年（1784）の弘前藩の藩政史料を用いて、近世後期の白神山地が同藩の山林政策によってどのように変化したか、加えて天明飢饉の飢饉に苦しむ村民たちに白神山地はどのような救済の機能を果たしたのか、について検討した。その結果、次のような結論を得た。すなわち18世紀後半の白神山地は、すでに檜・杉などの商品価値の高い材木の大量伐採と市場への移出によって、森林資源は枯渇状態にあり、檜などは現在の向白神岳の付近に一部樹林として残るのみとなっていた。また天明飢饉にあっては、弘前藩が同山地での材木伐採を村民へ全面的に許可して、民衆の救済に大いに資することになった、との見解に至った。

そこで本稿では、前述の拙論が白神山地に限定した論究に止まらざるを得なかった点を克服する意味も含めて、津軽領全域に敷衍して18世紀後半の弘前藩による山林統制の全体像を把握することを旨とする。その上で、18世紀後半、日本史上、最も多くの餓死者を出した、天明3年（1783）の凶作・飢饉と山林について、つまり山が領民の救済に果たした機能を明確にし、救済システムの実態やその問題点について検討を加えることにしたい。山を媒介とした飢民救済策の具体的な展開過程を、全領的に明確にできればと考えている。

本稿では、主として天明4年「諸山之内上山通より西之浜通迄・中山通より外浜通古懸山迄 御山所書上之覚」（資料番号180号 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫、以後、「山所書上覚」と略記し、行論上、特に出典を断らない限りは、全て同史料に拠っている）に依拠して、18世紀後半の津軽領山林の実情を明確にして行くことにする。

なお、「山所書上覚」は刊本に未収録の部分が存在するので、該当する未刊行箇所「中山通」を本稿末に付録として翻刻・掲載した。参考にしていただきたい。

I 天明4年（1784）「山所書上覚」と森林管理区分について

「山所書上覚」の冒頭には、次のように史料作成の趣旨が記されている。

御郡内諸山檜・杉・雑木共ニ木立之模様并御用木杣取御山所、御救山・御払山、其外御留山・明山共ニ委細可申上旨、御尋被仰付奉畏、乍恐左ニ奉申上候、

上記によると、同史料は、弘前藩の御山方吟味役が全領的に山林の状況と山林制度の実態を調査した報告書なのであり、天明4年（1784）、管理する村ごとに領内の山々について、生育している樹種、樹勢、留山・明山の状況、材木伐採の実態をまとめたものであった。

具体的には各山の檜・杉・雑木などの生育状態、御救山（飢饉の時などに留山へ入山を許して、伐木を許可）、御払山（材木の売却を許可）、御留山（藩が直接支配し、領民は許可なくして入山できない）、明山（農民の林野利用が許された山林）の実態を調査・報告した史料であった。これによって、18世紀後半における弘前藩の山林統制の全体像が判明するとともに、領内山地の山林としての具体相や特徴も浮き彫りになるのである。

次に「山所書上覚」の構成は、図表1のようになっており、これは津軽領内の山々の山林管理と区分の実態を示している。領内の山林は、上山通、西之浜通、中山通、外浜通の4つに区分され、他に黒石津軽領との抱え合いの山地が存在した（補注1）。しかし、実際には「上山通より西之浜通迄」（大鰐から白神山地方と岩木山から日本海方面）と「中山通より外浜通・古懸山迄」（津軽半島の山地から八甲田山北麓を経由し碓ヶ関方面）という二つの山系に区分されていた（脇野 2006a）。

図表1 「諸山之内上山通より西之浜通迄・中山通より外浜通古懸山迄御山所書上之覚」の構成

通名等	通の範囲	刊本	備考
上山通	碓ヶ関山より目屋野沢山迄	『青森県史』資料編近世3津軽2 資料番号180	9カ村領惣山。図表3・4の村・山のうち№49～57
西之浜通	中村山より大間越山迄	『青森県史』資料編近世3津軽2 資料番号180	17カ村領惣山。図表3・4の村・山のうち№58～74
中山通	大釈迦山より小泊山迄	刊本なし。本稿所収	18カ村領惣山。図表3・4の村・山のうち№31～48
外浜通	三馬屋山より深沢通・荒川山迄	『新青森市史』資料編5近世3 資料番号38	28カ村領惣山。図表3・4の村・山のうち№1～28
黒石領御抱合山	浅瀬石山より古懸山迄	『新青森市史』資料編5近世3 資料番号38	2カ村領惣山。図表3・4の村・山のうち№29・30

前述の通り、「山所書上覚」の上山通・西之浜通は、『青森県史 資料編 近世3 津軽2』（青森県 2006年）に、外浜通と黒石領御抱合山は、『新青森市史 資料編5 近世（3）』（青森市 2006年）に収録されており（図表1参照のこと）、本稿では中山通を翻刻・校訂の上、本稿末に掲載した。これで「山所書上覚」の総体が明確になったのであり、広く活用されることを期待している。

ところで、「山所書上覚」の巻末には、御山方吟味役からの上申書が掲載されている。それは、天明期前後の領内状況と山林経営について述べたもので、次のように事情を開陳した。

一、諸山檜・杉・雑木共ニ仕立山等も兼而被仰付、御厭之筋相立御山盛衰相考伐取方吟味仕罷有候処、近年々々之洪水等ニ而川除諸普請入用木柄伐取方等被仰付候上、去年凶作ニ付在々為御救御郡内惣山雑木之分開山ニ被仰付、檜之分も不少為御救伐取方被仰付候間、諸山御山模様当時薄立ニ相成申候、乍然御当節柄御救方御補之筋相立候ニ付不得止事奉存候、依之此末之儀者是迄之通山下村々御方精々相立盛木方吟味仕候間、追年御山盛木可仕様ニ奉存候、

(付箋)

「右点羽ニ而奉申上候外者天明四辰年より是迄之通ニ奉存候、以上、
天明七丁未年五月」

右之趣奉申上候、以上、

十一月

御山方 吟味役

上記によると、領内山地の檜・杉・雑木の植栽を励行するように下命し伐採に関しても統制してきたが、近年洪水が頻発して堤防などの治水工事に必要とする材木伐採を許可してきた。加えて天明3年(1783)の凶作による窮民の救済のため、惣山の雑木のみならず檜の伐採も許可した。これによって領内の森林資源が希少になったが、これは救済のため致し方のない事業であった。今後、山下の村々は森林資源の回復に努めるように精励してもらいたい、というものであった。

文中に見える、天明3年の凶作とは、言うまでもなく天明飢饉を、洪水とは、安永7年(1778)以降の領内洪水のことを指している。『津軽歴代記類』(青森県文化財保護協会1959年)などによると、安永7年6月の岩木川洪水、同8年6月の平川大洪水、同9年7月の岩木川洪水、天明元年正月の岩木川洪水、同2年6月の大雨と洪水などがあった。津軽領内は、毎年、岩木川と平川の洪水に見舞われ、津軽平野はもちろん岩木川下流の新田地帯も甚大な被害を受けた(五所川原市 1995)。御山方吟味役は、河川改修や治水工事に領内の森林資源が費消されたことを述べており、それに加えて、天明飢饉による窮民救済に開山をして、すなわち留山を解除して山下村民へ入山を許し、藩庁にとって大切な財源となる、檜などの貴重な樹木の伐採まで許可したというのである。

御山方吟味役による上記の上申書を勘案すると、弘前藩では18世紀後半に頻発する洪水などの災害復旧や、不作・飢饉などの救済に対処していった結果、「諸山御山模様当時薄立ニ相成申候」と嘆いているように、領内山林資源の枯渇が深刻化した状況であったと推察される。「山所書上覚」は、このような一連の情勢を踏まえて作成された史料なのであった。

なお、「山所書上覚」には「御救」として各村領の山々への入山を許可して檜などの伐採を許可した旨の貼紙(弘前藩では、点羽^{てんぱ}と称する)が、該当する村々の箇所^{のふはる}に数多く貼られている。それはおおむね天明7年の段階のものであり、同史料末に、次のように見えることによって成立の事情が判明する。

「 覚

御発駕前御渡被仰付候御山帳^(点)江夫々詮儀之上迄羽ニ仕、則奉差上候、以上、

未六月六日

戸田次左衛門

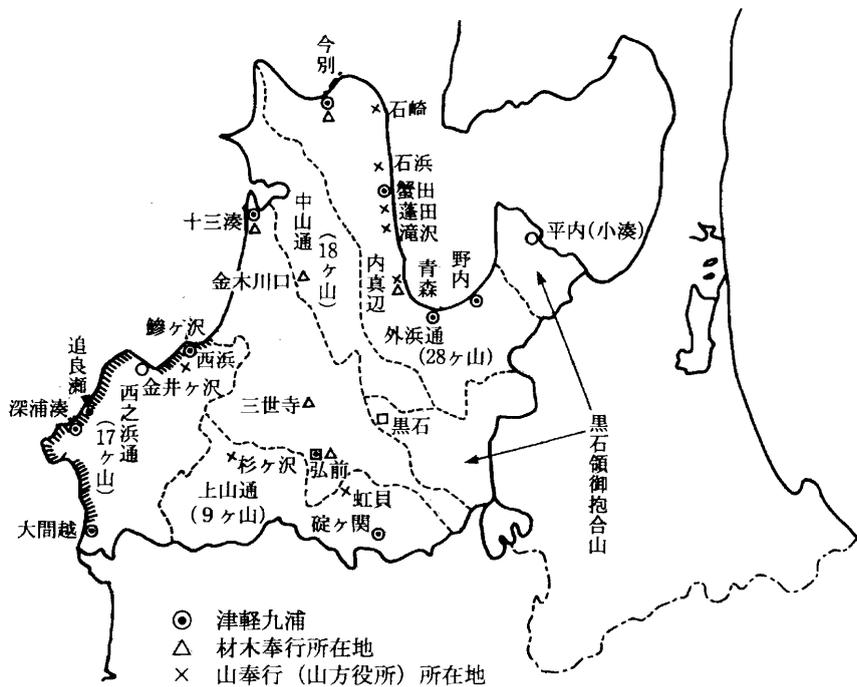
未年=天明7年6月6日、御山方吟味役戸田次左衛門が、弘前藩8代藩主津軽信明が江戸へ参勤する前に、領内の山々の状況を記録した「山帳」を藩主へ提出するに当たって、点検の上、必要な箇所に貼紙をしたとある。したがって、天明4年に作成された「山所書上覚」は、当時「山帳」との呼称であったこと、戸田などの御山方吟味役が3~4年をかけて領内の山林を調査・点検した結果を書き入れた点羽を貼り込んだ史料であった。以上のような点から見ても、「山所書上覚」は領内山林の単なる書上という域を脱しており、弘前藩による天明期山林経営の全体像を記録した公式書類として評価することができよう。

II 近世後期の山林統制について

本章では、「山所書上覚」に基づいて各通ごとに天明期津軽領山林の実態を見てゆくことにしよう。なお本稿では、近年、弘前藩の山林制度に関する研究を大幅に進展させた、黒瀧秀久氏の『弘前藩の山林制度と木材流通構造』（北方新社 2005年）に多くを依拠したことを、あらかじめお断りしておく。

図表2は（黒瀧 2005）を参考にして作成した、18世紀後半の弘前藩における森林地帯の区分を表した地図である。前述の通り、領内は上山通、西之浜通、中山通、外浜通の4つに区分され、ほかに黒石津軽領との抱え合いの山が存在した。

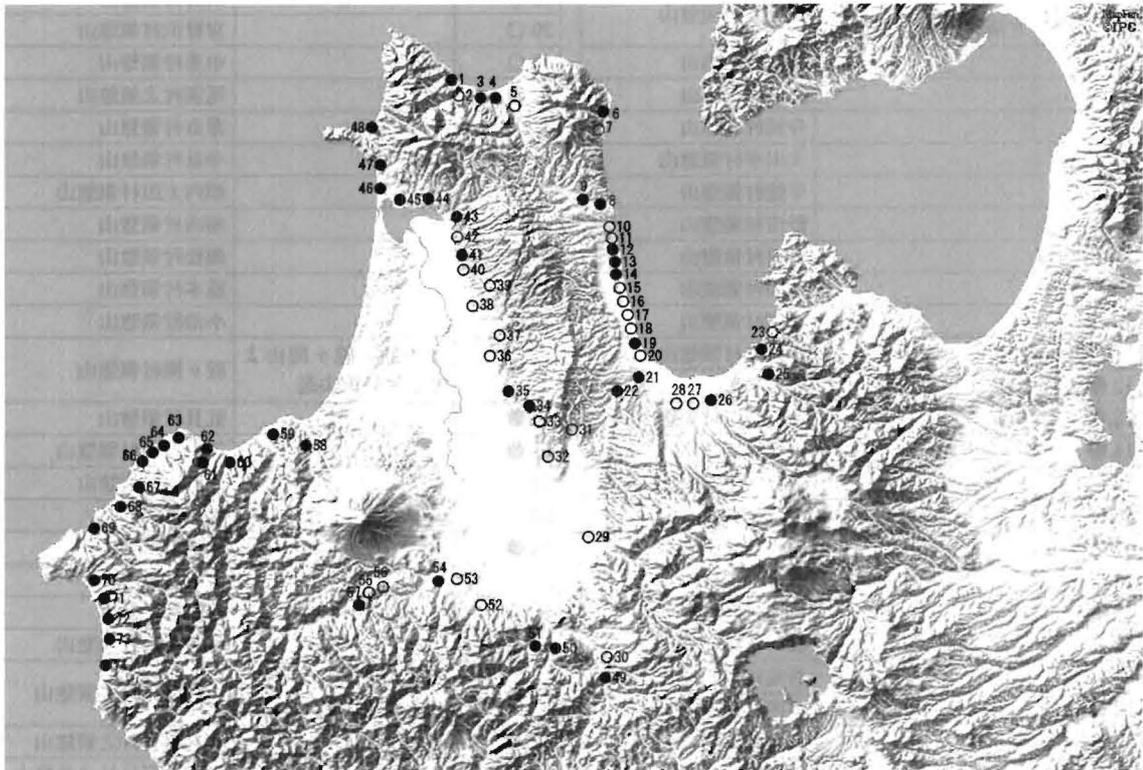
図表2 天明期津軽領の森林区分図



なお、本史料に掲載されている村領惣山とは、弘前藩では御本山（御山）と呼ばれ、藩庁に管理経営権のある山林であった。「津軽藩林制要領」（前掲『青森県史 資料編 近世3 津軽2』350頁）によると、「御本山と申ハ上之御山にて、檜・杉或ハ流木伐取山ニもあり」と見え、商品価値の高い檜・杉などを産す

る領内で最も優良な山々を指していた。図表3・図表4に見える山林がこれに相当した。一般に藩庁は御用木の多くを斫伐し、杣役上納をさせた上で山師に払い下げた。御本山には明山・留山の制があり、前述のように留山は森林資源の維持・育成を図るために領民の利用を禁じた。領民には、明山に限って柴薪・採草秣等を許可し、代償として山手米・野手米を上納させた（黒瀧 2005）。

また全領的に見た留山率は52.3%であり、領民は領内の半数を超える御本山へ自由に入ることができなかつたのである。各通の留山率は、外浜通51.5%、中山通56.2%、上山通49.7%、西之浜通52.1%であった。



図表3 「山所書上覚」の村領惣山図

1、外浜通 三馬屋より深沢通荒川山迄・浅瀬石山より古懸山迄（津軽半島の津軽山地東側から八甲田火山北麓・大鰐山地北縁）

外浜通は、図表3・4のNo.1～30の村と山の地域である。No.29 浅瀬石村領惣山・No.30 古懸村領惣山の2山を除外すると、ほぼ津軽海峡、陸奥湾東側沿岸に面した山地の山々である。これらの山地の特徴として、樹種は檜・雑木が大半であり、No.28 荒川村領惣山が雑木のみとなっていて、津軽山地が主要な檜の樹林地帯であったことが判明する。ちなみに、近代に入ってから、No.2 増川、No.8 蟹田、No.11 瀬辺地、No.17 内真部は、檜葉の模範林として有名で良材の切り出しが行われ、明治42年（1909）、内真部の山林には青森営林局の森林鉄道が敷設された（脇野 2006b）。これは我が国で初めての森林鉄道であった。

それでは、以下、津軽山地の北縁と平館山地の山々と、陸奥湾東側沿岸沿いの山々とに分けて考察することにした。

津軽山地の北縁と平館山地の山々には、No.1 三馬屋～No.9 小国があり、樹種は前述のように檜・雑木が大半であった。留山率は、津軽山地の北縁の三馬屋が65%・No.2 増川71%・No.3 浜名83%・No.4 今別82%、No.5 大川平43%、平館山地のNo.6 平館47%・No.7 野田40%、No.8 蟹田17%、No.9 小国41%と、海峡に面した津軽山地北縁の山地は留山率が著しく高い。御用木山師が入っているのは、今別で南部の秋浜三右衛門だが、天明6年（1786）に松山久蔵が同山に入ったため、秋浜は内真部御山に繰り替えになったという。そのほか、安永2年（1773）、小国の檜山が弘山になったとある。当該地域は、檜山地と

図表4 「山所書上覚」の各村領惣山一覧

村・山のNo.	通と山の範囲	村・山名	村・山のNo.	通と山の範囲	村・山名
1●	外浜通 三馬屋山より深沢通荒川山迄	三馬屋村領惣山	38○		川倉村領惣山
2○		増川村領惣山	39○		宮野沢村領惣山
3●		浜名村領惣山	40○		中里村領惣山
4●		今別村領惣山	41●		尾別村之領惣山
5○		大川平村領惣山	42○		薄市村領惣山
6●		平館村領惣山	43●		今泉村領惣山
7○		野田村領惣山	44●		相内太田村領惣山
8●		蟹田村領惣山	45●		相内村領惣山
9●		小国村領惣山	46●		磯松村領惣山
10○		広瀬村領惣山	47●		脇本村領惣山
11○		瀬辺地村領惣山	48●		小泊村領惣山
12●		蓬田村領惣山	49●	上山通 碓ヶ関山より目屋野沢山迄	碓ヶ関村領惣山
13●		阿弥陀川村領惣山	50●		虹貝村領惣山
14●		中沢村領惣山	51●		三ツ目内村領惣山
15○		後潟村領惣山	52○		大和沢村領惣山
16○		六枚橋村領惣山	53○		湯口村領惣山
17○		内真部村領惣山	54●		相馬村領惣山
18○		前田村領惣山	55○		大秋村領惣山
19●		奥内村領惣山	56○		白沢村領惣山
20○		瀬戸子村領惣山	57●		目屋野沢村領惣山
21●		新城村領惣山	58●	西之浜通 中村山より大間越山迄	中村沢目村之領惣山
22●		戸門村領惣山	59●		赤石沢目村之領惣山
23○		浅虫村領惣山	60●		大童子沢目村之領惣山
24●		久栗坂村領惣山	61●		関村領惣山
25●		滝沢村領惣山	62●		金井ヶ沢村領惣山
26●		駒籠村領惣山	63●		田野沢村領惣山
27○		横内村領惣山	64●		晴山村領惣山
28○		荒川村領惣山	65●		風合瀬村領惣山
29○	浅瀬石山より古懸山迄	浅瀬石村領惣山	66●		轟木村領惣山
30○		古懸村領惣山	67●		追良瀬村領惣山
31○	中山通 大釈迦山より小泊山迄	大釈迦村領惣山	68●		広戸村領惣山
32○		前田野目村領惣山	69●		深浦村領惣山
33○		若山村領惣山	70●		岩崎村領惣山
34●		戸沢村領惣山	71●		森山村領惣山
35●		飯詰村領惣山	72●		松神村領惣山
36○		小田川村領惣山	73●		黒崎村領惣山
37○		喜良市村領惣山	74●		大間越村領惣山

*●は御教として杣取を許可された村・山、○は許可のなかった村・山

して知られた山々であるが、「檜盛山模様」と記されたのは、No.4 今別のみで、あとは例えば三馬屋は「檜若木立」、増川は檜が若木のため杣入不可、大川平は「檜細木薄立」、平館は「檜素性不良」、野田は「檜薄立・素性不良」と見え、近年の盛んな斫伐によって森林資源が衰退していたようである。雑木の利用に関しては、塩釜薪や船木の杣取、炭焼出し方、農具などであり、海岸地帯の特徴を備えていよう。

なおNo.9 小国村領惣山では、御手山=小国鉄山での製鉄に檜材が活用されたようだ。同鉄山は蟹田地方から産出される砂鉄を原料として、豊富な檜葉材が鉄吹用燃料として用いられていた(補注2)。

陸奥湾東側沿岸沿いと八甲田山北麓の山々は、No. 10～28の村と山の地域に該当する。この地域の樹種は前述の通り檜・雑木で、留山率は海岸地帯がおおむね40～60%、八甲田山北麓が50%台前半であった。樹勢については、No. 14中沢とNo. 20瀬戸子^{せとこ}は檜が若木立のため、杣入禁止となっており、後述のように御用木山師の斫伐が進んで、植林した木が未だ成長途上であることを示していよう。一方、No. 16六枚橋・No. 17内真部^{うちまへ}・No. 19奥内^{おくない}は、檜は相応の盛木山と見える。

天明4年の段階で御用木山師が入っているのは、No. 15後潟^{うしろがた}・六枚橋・内真部、No. 14中沢とNo. 20瀬戸子では御用木山師が杣取をした後の時期に当たっていたらしく、留山にしたという。そのほかにNo. 10広瀬には南部の秋浜三右衛門、No. 11瀬辺地には天明元年に松山久蔵が受山として入っている。ついで六枚橋・No. 15後潟・内真部に中村佐兵衛・鹿内瀬兵衛^{瀬注3}・竹越忠右衛門が払山証文を下付されて入山の予定であったが着手しなかったらしく中止になったようだ。しかし後潟では、天明7年に青森町の能登屋勝右衛門に杣入を許可している。

No. 29浅瀬石とNo. 30古懸の惣山の地域は黒石津軽領と隣接しており、特に浅瀬石は惣山の沢が10、小沢が380と広大であり、留山率は31%であった。また弘前・黒石両領抱合山として、双方の入り会いで杣取をしていたとある。両村惣山ともに御用木山師が入っている形跡はなく、古懸では仕立杉つまり杉の植林がなされていたという。

2、中山通 大釈迦山より小泊山迄（大釈迦山地、津軽半島の津軽山地西側、中山山地）

中山通は、図表3・4のNo. 31～48の村と山の地域である。樹種は、檜・雑木で、前記外浜通と同様、津軽山地の西側も檜の主要な樹林地帯であったことを物語っている。留山率は、No. 31大釈迦^{だいしゃか}からNo. 44相内太田^{あいうちおた}に至る山々がおおむね80%から50%と高率で、No. 45相内からNo. 48小泊にいたる半島西側の海岸地帯は30～40%の留山率であった。地域全体としては、18カ山のうち明和9年（1772）と天明元年（1781）から御用木山師が入って斫伐を行った山、もしくは現在も実施中の山は12カ山であり、碓ヶ関村領惣山と並んで領内で最も盛んに御用木の斫伐が行われていた地域であった。相内太田は、檜は領内第一の盛木山と称され、No. 33若山^{いづめ}・飯詰^{いづめ}・相内^{いづめ}・No. 47脇本の惣山は「檜盛木」「檜、当時盛木山」「檜相応之山模様」などと記録され、斫伐の活況を看取できよう。一方では、大釈迦^{だいしゃか}・No. 32前田野目^{まえだのめ}・No. 46磯松は檜が細木・若木のため杣取を禁止されており、これらの山々はすでに御用木山師による斫伐が終了したようだ。

御用木山師は、天明元年から大津屋儀兵衛と松山久蔵がNo. 34戸沢へ、中村佐兵衛・鹿内瀬兵衛・竹越忠右衛門が飯詰へ、南部の秋浜三右衛門がNo. 36小田川・相内太田・磯松・小泊へ、大津屋儀兵衛がNo. 38川倉・No. 39宮野沢へ、松山久蔵が天明2年までNo. 40中里^{うちざと}・No. 42薄市^{うすいち}へ、相内は南部の秋浜三右衛門と天明6～9年までが松山久蔵であった。南部の秋浜三右衛門は、明和9年から小田川へ、磯松には天明6年から入山と、時期に相違がある。これらの御用木山師は、前述の外浜通でも各山々へ入山していた人物であり、彼らが津軽山地の東西、つまり津軽山地全体の御用木の檜斫伐に従事していたと見てよからう。彼ら御用木山師が天明2年まで入山していた川倉・宮野沢・中里・薄市は、若木立を理由に同4年の段階で留山となっており、これは斫伐が終了して主な檜を伐り尽くした状況に至ったことを示している。前述の大釈迦^{だいしゃか}・前田野目^{まえだのめ}・磯松は天明2年以前にすでに檜が枯

渴し、同様に川倉・宮野沢・中里・薄市は天明2年までに檜が枯渴したことを示唆している。津軽山地における檜の森林資源は、南から実施された斫伐が北へ進展して、天明4年の時点においては、十三湊周辺もしくは以北に限定されてきたように見受けられる。

なお、御用木山師の大津屋儀兵衛・松山久蔵が受山としたNo.34 戸沢村領惣山では、御用木は在々用水・樋・水門の資材、江戸登せの御用木として杣取がなされており、岩木川の中流から下流に至る中間点に位置する同山は、領内治水工事に供給する資材と江戸へ販売する檜斫伐の拠点的な地域であった。これは、当時頻発していた岩木川洪水に対処するためにとった措置であろう。また、薄市と相内では杉の植林が行われていた。

留山の雑木活用に関しては、磯松と小泊が塩釜薪に、後は薪・農具・炭焼出方への利用があげられており、磯松・小泊のように海岸地帯で製塩が行われていた地域と金木台地に位置した村の山々とは相違した。

3、上山通 碓ヶ関より目屋沢山迄（大鰐山地から白神山地東側方面）

上山通は、図表3・4のNo.49～57の村と山の地域である。なお当通の樹種は、檜・杉・榎・雑木であった。当該地区については、①碓ヶ関・大鰐山地と②目屋野沢の2つの地域に分けて述べることにしたい。

①碓ヶ関・大鰐山地地区 当時、碓ヶ関地域では津軽山地と並んで、領内にあって活発な斫伐が実施されていたと考えられる。No.49 碓ヶ関村領惣山は、有数の鉾山地帯を抱えており、黒石津軽領との抱え合いの山を含む浅瀬石を除くと、大沢11と小沢150を数える領内でも最大規模の山の一つであった。そこで当地区を代表する碓ヶ関の惣山について見てみることにしよう。

当惣山の樹種は檜・杉・雑木であり、留山率は40%であった。杉や檜は御用木であって、同山師の松山久蔵が受山として斫伐に当たったが、御用木や柁木舞、弘前城下で必要な斫伐と杣取は御山方で実施したようだ。雑木は願によって薪や炭焼に活用。鉾山の関係では、天明4年6月、山師の阿部定次郎へ湯野沢鉛山の開掘を命じ御山証文を渡したが着手していない状態である、というものであった。

ついで、碓ヶ関と同様、大鰐山地に所在のNo.50 虹貝・No.51 三ツ目内領村惣山について見てみよう。

虹貝は樹種が檜・杉・雑木立で、留山率が55.7%、御用木山師の大津屋儀兵衛が受山として檜・杉の斫伐に当たっていた。御用木杣取は碓ヶ関と同様で藩庁の御用のほかに弘前入用であった。なお鉾山としては、小日類沢・寒水沢での鉛山見立てに山師竹内四郎右衛門を起用し開掘許可を与えた。三ツ目内は樹種が檜・雑木立で、留山率が44.7%、虹貝と同様、御用木山師の大津屋儀兵衛が受山として檜の斫伐に当たっていた。御用木杣取は碓ヶ関・虹貝と同様で、藩庁の御用のほかに弘前入用であった。

大鰐山地の北縁と目屋丘陵に位置するNo.52 大和沢・No.53 湯口・No.54 相馬村領惣山は、次のような状況である。

大和沢は、樹種が檜・雑木で、留山率が21.5%、御用木山師の大津屋儀兵衛が受山として檜の斫伐に当たり、御用木杣取は藩庁の御用のほかに弘前入用であった。雑木は、薪、炭焼き、川除普請つまり治水工事に活用したとある。湯口村領惣山は、樹種が檜・雑木で、留山率が77%、御用木山師の松山久蔵が受山として檜の斫伐に当たり、御用木杣取は藩

庁御用のほかに弘前入用であった。同山では木々が若木のため天明2年から杣取を許可していないという。相馬は、樹種が檜・榎・雑木で、留山率が53.4%、御用木山師の松山久蔵が受山として檜の斫伐に当たり、御用木杣取は藩庁の御用のほかに弘前入用であった。雑木は、薪・炭焼出し、農具・川除普請用に活用したとある。同山では木々が若木のため天明2年から杣取を許可していないという。

以上、No.49 碓ヶ関からNo.54 相馬にいたる、おおむね大鰐山地に属する山々においては、いずれも御用木山師が入山し受山として檜・杉の斫伐に従事した。御用木の用途は藩庁の御用のほかに、藩庁の山方が斫伐する弘前城下での入用であった。雑木は、通常の薪・炭焼のほかに、大和沢や相馬のように、川除普請＝治水工事に活用しており、前述のように安永期からの相次ぐ洪水被害の影響が認められよう。

②目屋野沢地区 さて目屋丘陵ならびに白神山地に属するNo.57 目屋野沢村領惣山は、現在の中津軽郡西目屋村に属する地域で、岩木川の南側、秋田県境に至る山々である。

同地区は、樹種が檜・杉・雑木立、留山の割合は67%であり、御用木の状態は「檜・杉之分薄立ニ而少分」と見えるので、藩有林の伐採はかなり進行していたようだ。前述のNo.49 碓ヶ関やNo.50 虹貝、No.51 三ツ目内、No.52 大和沢、No.53 湯口、No.54 相馬では、御用木山師が山中に入って、弘前藩で必要な檜・杉を御用木や弘前入用材木として伐採していた。このことから、18世紀後半の弘前藩では、碓ヶ関を中心とした藩領の南東部の地帯に、藩の御用材木伐採の力点を移していたことが判明する。

藩の管理下にあつて領民が入り込めない留山には、願いによって雑木の採集が許可されたが、「山所書上覚」によると、目屋野沢では、弘前焚用薪^{まき}の採取、加えて鉾山での製錬用の炭の焼出しが許されていた。弘前焚用とは弘前城下の燃料としての薪の生産を示唆しており、城下民衆の日常生活に欠かすことができない燃料が目屋野沢のほか、No.55 大秋・No.56 白沢からも供給されたようだ^(補注4)。「暗門山水観」(青森県立郷土館蔵)の各図に見える、岩木川を經由して目屋野沢から薪流しの作業を展開する幕末維新期の世界が、18世紀後半にはすでに現出していた可能性が高い(工藤・牧田 2005)。

周知のように、目屋野沢にある湯ノ沢川の流域は、津軽領最大の鉾山地帯であった。したがって、鉾山での製錬、坑道普請などに大量の材木が必要とされた。「山所書上覚」には、鉾山の入用に関する記載は見えないが、「湯野沢」で銅・鉛の生産や大瀧俣沢での鉛山見立と採掘に関する記事が掲載されている。湯野沢の竹内勘六とは当時尾太銅鉛山の支配人^{おつぶ}だった二代目竹内勘六と推定され、明和8年(1771)に尾太鉾山の鉾山日記「山機録」を著した^{きんかけいしゅうざん}金華溪秀山を指すようだ。「山機録」(日本鉾業史料集刊行委員会編『日本鉾業史料集 第1期近世篇② 山機録』白亜書房 1981年)によると、先年(享保末期)、尾太が受山として繁盛したことから、製錬・坑道普請用の盛木を伐り尽くし、現在では各沢の山々は若木がほとんどであり、木立のある山は、湯ノ沢川沿いの沢で三分の一もない有様と書いている。

林業の面では、前述のように御用木の伐採が実施された結果、檜・杉が少なくなっていたが、湯ノ沢川の流域の鉾山地帯でも尾太を中心とした銅鉛山が繁盛した結果、鉾山用の材木が伐採されて、木立のある沢が33%弱にまで伐り尽くされたという。このように見るならば、「山所書上覚」に記録された目屋野沢村領惣山の森林資源は、枯渇状態に陥る寸前であったと考えられる。

4、西之浜通 中村山より大間越山迄（青森県西部、西海岸地域）

西之浜通は、図表3・4のNo.58～74の村と山の地域である。対象とするのは、西之浜通のNo.58中村沢目村領惣山からNo.74大間越村領惣山にいたる地帯である。「山所書上覚」の「西之浜通・中村山より大間越山迄」に登載された、No.58中村をはじめとするNo.74大間越に至る全27カ村領惣山の状況は、次の6点にまとめられよう（長谷川 2006）。

- ①各村領の山々は、総じて小規模である。
- ②この地区全体の留山率は、52.1%で、前述の上山通が49.7%であったのと比較すると留山率は高い。しかし、各村領山々の規模が小さいことから、一概にこのように結論づけるのは早計であろう。
- ③樹種は、杉・檜・槻・桐・五葉松・榎・雑木であった。ほかの通と比較すると、樹種は多様であった。
- ④No.74大間越と秋田藩との藩境地帯に、当時入良川銀山が存在していたが、特に同鉱山に関わる記録は同村領惣山に掲載されていない。18世紀後半の天明期に入良川銀山が実際にどの程度稼行していたかは不明である。実際に稼行していた、前述の目屋野沢の尾太銅鉛山の状況を「山所書上覚」は記録しているので、製錬などに必要不可欠な材木需要の記述が全く見あたらないのは、入良川銀山が稼行を停止していたか、鉱山自体の機能が極度に低下していた可能性がある。
- ⑤No.60大童子・No.65風合瀬は、海嵐によって、檜の生育が不良。No.61関・No.63田野沢・No.64晴山・No.67追良瀬・No.68広戸・No.70岩崎・No.71森山・No.72松神・No.74大間越の各山は檜の生育が不良であった。大童子では、杉入が禁止された。
- ⑥西之浜通では、⑤でも触れたように檜の生育が不良であること、全27カ村のうちNo.66麩木とNo.69深浦を除いて御用山師が入って伐採をした形跡がなく、中村は檜が少なく杉入すら禁止となっていた。「檜之分素性不宜」と表現された山々は、当時、ほとんど伐り尽くされていたと考えられる。

西浜には、鱈ヶ沢・深浦・金井ヶ沢など上方市場への木材の積み出し湊が点在し、藩政前期から商品としての檜・杉などが各湊から移出されていた（印牧 2006）。したがって、これらの山々では17世紀の後半から移出商品としての材木伐採が本格的に行われていたので、約1世紀を経て森林資源は枯渇状態にあった。

当該地区の特徴は、以上のようにまとめられるが、特徴的な山として、藩政期の西之浜通において材木伐り出し山として重要な拠点であったNo.67追良瀬村領惣山（現青森県西津軽郡深浦町追良瀬）を取り上げてみよう。

追良瀬の留山率は42.5%で、他村と比較して率は低いが生産量の規模が大きいことから、このような率になったのであろう。ちなみに深浦も留山率は、47.8%であった。なお、檜の生育が思わしくなく、山下村民に御救山として伐採を許可している。また槻・五葉松も若木であることを断っている。留山の雑木は太木で生育も悪くないので、塩釜用の薪、造船用・家屋建築用の材木として伐採の願いがあれば許可している。明山31カ沢は、山下村々の燃料用として柴の採取を認めている、というものである。

留山の雑木利用に関しては、追良瀬のケースがほかの山々（No.61関・No.66麩木・No.72松神・No.74大間越）でも認められ、塩釜用の薪、つまり製塩用の燃料として活用された。西之浜通において製塩が広く行われていたことが窺われよう。これと並んで、造船用の材

木を伐採したのは、No.59 赤石・追良瀬・深浦・岩崎・大間越の山々であり、これらの山下の村では、おそらく磯漁用の小型船舶を建造していた可能性が高い(補注5)。

このように、海岸に山々が迫り、磯伝いに村々が散在している西之浜通は、製塩と磯漁が生業として主たるものであった。その他、天明飢饉時にあっては、御救山として山下村民に留山での杣入を許可しており、杉・柁木舞の伐採も天明6年(1786)まで許可したという。この地域の明山は、前述の目屋野沢村々と異なり、27カ村全部に山下村民の燃料用柴の採集を認めている。

Ⅲ 天明飢饉と後期の山地

天明飢饉の経過に関する詳細については『新編弘前市史 通史編2 近世1』(弘前市2002年)を、また当飢饉の引き金となった当時の気象状況については(前島・田上 1983)を参照いただき、本稿では領内山地との関わりの中で飢饉を捉えてゆくことにしたい。

江戸時代、津軽領はたびたび飢饉に見舞われ、なかでも元禄8(1695)・9年の元禄飢饉、天明飢饉、天保飢饉は、大量の餓死者を出したのをはじめとして領内に甚大な被害を及ぼしたものとして、特筆される飢饉であった。そのうち、最も多くの餓死者を出した、天明3年(1783)の天明飢饉において、津軽領では同年9月から翌4年6月にかけて餓死者8万1702人を出し、うち農村部の被害が際だっていて7万人余りを数えた。当時の弘前藩領の人口が約20万～25万人ほどであったから、約三分の一の死者を出したことになる(弘前市 2002)。このような惨禍のなかで、弘前藩では少しでも被害の拡大を防ごうと領民の救済に努めた。窮民を収容する施行小屋の設置、施粥、年貢の減免、米を大量に費消する酒造の禁止などの対策を打ち出し、山林との関わりでは御救山の設定があった。御救山とは、藩の管理している山(留山)を開放して、山下の百姓に自由に立ち入らせ、伐採した薪等を販売することによって現金収入の手段を与えようとしたものであった。加えて御救山では、木材のみならず苧敷などの肥料や蕨などの山野草を採取させており、飢饉対策としても有効な手段であった。

ところで上記の御救山については、研究史の蓄積は必ずしも豊富とは言えない状況である(司法省刑事局 2004)。盛岡藩での実施と実態に関する研究はなされているものの、津軽領では実施に関わる言及はなされてきたが(菊池 1994)、内容に関してはほとんど分かっていない。本稿では、先ず初めに御救山について史料上の確認を行い、その上で「山所書上覚」によって領内における御救山実施の具体的な状況を明らかにしてゆくことにしよう。

1、御救山について

従来の研究史による御救山に関するアウトラインについては前述の通りであるが、この制度がいつから開始したのか、飢饉の時にのみ制度が発令されたのか、これらについては不明の点が多い。

この件に関する史料が『日本林制史資料 弘前藩』(朝陽会 1932年 354・357頁)享保8年(1723)7月10日の記事中に見えるので、少々長文であるが、次に掲げよう。

一、相内村・板割沢村領御山山王坊沢・小股沢・四ツ瀧沢右三ヶ所御座候、右之御山者鏡村・磯松村領之御山之前山ニ而、纒之御山に御座候、其上(a)元禄八年以後

去ル寅之年迄御救山・御利分山ニ数度被仰付候山所に御座候付、只今ハ式間丸太垂木之類之外杣取木無御座候、尤丸太垂木杣取被仰付候而も二三ヶ月ならては取木御座有間敷と奉存候、ケ様之儀にては新田開発之助力ニハ不罷成義ニ御座候、

(中略)

一、右之儀ニ付、手紙之趣左之通り、

後潟組代官を以申立候、相内村庄屋四郎左衛門申立候、(b) 同所百姓不足伝馬宿継・入まし宿継過分有之、近年百姓及困窮候由、然者同所ニ田并畑開発之場所在之候付、右空地開発高無之者共江割付、新百姓ニ取立、伝馬宿継相務せ申度由、然共百姓自分物入ニ而者成兼候間、鏡村御山之内何之沢三ヶ沢五ヶ年封^(ママ)杣取被仰付候ハ、右之助力を以新田開発、十ヶ年過候ハ、御棹可奉願旨委細書付申立候、山方江吟味之上候処、此御山之儀者勝而よく不時御用にも相立候御山之由申出候得共、御役人詮議之上治定、且者開発仕候得者永々御為被成候儀、殊代官より右開発者相違無之段各聞届之上申立候 (下略)、 (下線筆者)

下線 (a) の記事によると、^{かなぎ}金木組の^{あいうち}相内村・^{いたわりざわ}板割沢村領御山である山王坊沢・小股沢・四ツ瀧沢が御救山・御利分山^{おりわけやま}に指定されたのは、元禄8年(1695)から去寅年(享保7年=1722年)の27年間の間に数回あったと記している。御利分山とは、御本山の内、山師などに払い下げた時、杣役を上納させたが、さらに御礼銭と称する運上を賦課した山のことである(黒瀧 2005)。

上記の記述からすれば、御救山は17世紀末に北東北地方を襲った元禄飢饉に際して、設置された制度のようである。開山の期間については同史料に「去々年より去八月まで御救山被仰付」と見えるので、2～3年の期間であったようだ。また上記の山王坊沢・小股沢・四ツ瀧沢は、享保2年7月にも御救山に指定されたことがあり、それによると同年7月中に杣取が済み次第8月からは留山に戻す旨が藩庁から申し渡されている(前掲『日本林制史資料 弘前藩』253頁)。したがって、約1カ月間の開山だったようで、開山の期間は一定しておらず、地域、困窮の度合い、山の状態などによって区々であったと考えられる。

次に下線(b)に見えるように、直接御救山の文言は見えないが、相内村の庄屋は同村における伝馬・宿継の負担軽減を図り、百姓の困窮を回避する意図から、田畑の開発によって新百姓を取り立てて定住させ、その際に鏡村の3カ沢開山による収益を新田開発費用に充当するようになりたいと要請した。開山は、飢饉による窮民救済だけではなく、このように伝馬・宿継制度の負担にあえぐ村々の救済にも活用されたのであり、多面的な援助機能を有していた。

2、弘前藩における御救山の展開

津軽領の年代記として活用されてきた「平山日記」(みちのく双書22 青森県文化財保護協会 1976年 414頁)には、弘前藩による御救としての開山によって、人々に杣取を許可したのは、天明3年(1783)10月から翌4年3月までと見える。本章では、この点についての検証も含めて、津軽領御救山の展開を明らかにしてゆくことにしたい。

「弘前藩庁日記」(御国日記、弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書 以後、「国日記」と略記)天明3年8月22日条によると、同年8月に至って、いよいよ大凶作の恐れが深刻化して

ゆくなかで、藩庁は管理に支障のない檜山と他に檜・杉・雑木の弘山（材木の売却を許可した山）の杣取を許可した。「天明卯辰日記」（豊島勝蔵編『津軽の飢饉史』森田村古文書研究会など 1980年、以後、「天明卯辰日記」と略記）同日の条には、「檜杉之外雑木并所々村々館山森林之分迄在方為御救開山被仰付候」と見え、領内全域における全面的な開山のように記しているが、実情は上記のように必ずしもそうではなかった。藩庁の意図は領内留山の一部条件付きで伐採と材木の売却を許可したものであったが、民衆の側からすれば、「天明卯辰日記」に記載されたように全面的な開山と受け取った可能性は高い。

しかし事態はさらに悪化し、上記藩庁の措置は窮民の救済に何らの効果も期待できないほどになっていた。「天明卯辰日記」同年8月29日条によると、領内在方では五穀は勿論のこと他の食料も欠乏して人々が他国へ逃散を開始し、木造村の者の話によれば、三関（碓ヶ関・野内・大間越の関所）から我先にと他領へ逃亡したという。彼らは、この惨状を前にして江戸から帰国しない8代藩主津軽信明を批判して、「殿様の無き国に不可居と、警死す共、他国へ出死可申」と述べた。つまり、領主が在国して救済の陣頭指揮をとろうとしないような国には、もはや居られないし、たとえ死んでも他国へ脱出すると言明したのである。いわゆる地逃げが本格化し、在方、なかでも岩木川下流の新田地帯では、村落に人影をほとんど見かけない状態に至った。そのような山下の村落へ開山したとしても、組織的な労働力の投入が必要な伐採と伐り出しはとうてい不可能であった。つまり、地逃げが本格化した農村では、御救山はほとんど機能不全の状態であったに違いない。

このような状況下で藩庁では、同年9月4日に次のような覚書を発した（「国日記」同年9月4日条）。

此度在方為御手当諸山開山被仰付候処、和徳組山下村々之儀ハ弘前随一之近山ニ付、御家中并町方一統入込、町家之分ハ雇馬等ニ而大勢入込伐取候ニ付、在方御手当之筋ニ相成不申、却而難儀之趣相聞得候、弘前薪取之分ハ、相定り候明山之外は急度差留申付候、

上記の内容によると、弘前に近い和徳組（津軽平野南部、岩木川右岸）の救山では、藩士や町方の者まで入り込み、馬を雇って大勢で入って伐採したという。このように、まだ比較的余力のあった弘前城下の住民には、都市近隣の開山は魅力的な救済策に違いなかったのである。この覚書に加えて、支障ある山は開山しないとした前記8月28日の触書に反して、「早道稽古所」や小沢村の「抱山」にも入り込んで薪取りや杣取を行う者があったため、嚴重にそれらを取り締まるようにと発令した（「国日記」同年9月4日条）。なお、大勢の城下民衆が弘前城下近隣の有力な山へ押しかけたことについては、「天明卯辰日記」同年9月26日条にも同様のケースが見えており、原ヶ平村柏木館山が伐採し尽くしの状態になってしまい、以後、家中召使いだけでなく寺社・町人の同山への入山を禁止したという。このように津軽領では、藩庁が本来企図した開山の目的を果たせず、本来の救済対象の農民の保護のために、逆に開山に歯止めをかけなければならなかった。

開山に伴う混乱を防止しようとした藩庁であったが、9月10日に入ると、事態はいよいよ深刻化し、藩庁では次のような布告を出した。「檜杉之外田畑差障に不相成木山・御鷹待之場之外、森林迄為御救当十月迄開山被仰付」（「天明卯辰日記」）と、檜・杉のほか田畑に支障のない木山、鷹待場以外の森林は10月まで御救として開山をするというものであった。ついで、9月14日には、「諸山森林迄悉開山被仰付檜杉之儀ハ甚御厭ニ候得共、

三民御救之補助ニ相成候ハ、申立候様御吟味之上御沙汰可有之」(同前)と、入山の条件を解除の上、全領の森林を開山して杣取を許可した。檜や杉の伐採は藩庁の本意ではないとはしているものの、もはや民衆の窮状を看過することは許されなかった。

さて、以上に述べた弘前藩の御救山の展開過程を踏まえて、「山所書上覚」にみえる各通の開山状況を検討することにした。

①外浜通 外浜通は、領内の組では主として油川組(青森平野西部)^{あぶらかわ}・後潟組(青森平野西部から津軽半島東部)^{よこうち}・横内組(青森平野東部)^{うらまち}・浦町組(青森平野中央部)に該当する(盛田・長谷川 1985)。図表5によると、横内・浦町両組は田畑の作毛状況は10%程度、

図表5 津軽領の組分と天明3年作毛状況

組名	田	畑	代官所所在地
横内組	10%	10%	横内(青森市)
浦町組	10	10	
油川組	0	0	油川(青森市)
後潟組	0	0	
金木組	0	0	金木(五所川原市金木町)
金木新田	0	0	
広田組	10	10	五所川原(五所川原市)
広須組	0	0	木造(つがる市)
木作新田	0	0	
飯詰組	0	0	飯詰(五所川原市)
俵元新田	0	0	
浪岡組	10	10	中野(青森市浪岡)
増館組	10	10	松枝(青森市浪岡)
柏木粗	10	10	柏木(北津軽郡板柳町)
赤田組	10	20	板屋野木(北津軽郡板柳町)
藤代組	10	40	石渡(弘前市)
高杉組	10	40	独狐(弘前市)
駒越組	10	20	樋口(弘前市)
赤石組	10	10	舞戸(西津軽郡鯨ヶ沢町)
常盤組	10	10	小畑(南津軽郡藤崎町)
藤崎組	10	10	藤崎(南津軽郡藤崎町)
田舎館組	10	20	垂柳(南津軽郡田舎館村)
猿賀組	30	40	尾上(平川市)
大光寺組	30	40	荒田(平川市)
和徳組	20	30	富田(弘前市)
堀越組	20	30	
尾崎組	20	30	相木町(平川市)
大鱈組	20	30	宿川原(南津軽郡大鱈町)
黒石領黒石			黒石(黒石市)
黒石領平内			小湊(東津軽郡平内町)

*この図表は(弘前市 2002)をもとに作成した。

北麓の地域における御救としての杣取は、次のようである。No.12の蓬田^{よもぎた}は天明4年から1カ年、No.13阿弥陀川・中沢は天明5年まで、後潟組と油川組の村々に開山して、1丈5寸角以上の檜の杣取を許可している。奥内・No.21新城・No.22戸門^{とかと}の惣山へは、天明3年(1783)、青森町中へお手当てとして1丈5寸角以上の檜の杣取を許可している。これは、次に掲げた「国日記」天明3年11月20日条に基づいた、青森町の90%を焼亡した青森

油川組と後潟組にいたっては0%、つまり皆無作であった。このような中での外浜通における御救山としての杣取は、この地域に独自の特色が認められる。津軽山地北端部と平館山地では、後潟組と油川組の村々にこれらの山々を開山して、杣取を許可していることである。図表3・4に見えるように、No.1三馬屋では1丈5寸角以上の檜伐採を天明4~7年まで、No.3浜名とNo.6平館では天明4年1カ年のみ、No.4今別では天明4~6年まで、No.8蟹田は特に年限は見えないが両組村々へ開山した。山下村々への開山でない点に特徴を認められるが、No.9小国は天明4年に山下村と蟹田町へ1丈5寸角以上の檜の杣取を許可しており、その後は留山とした。三馬屋と今別の山には、天明7年、青森町人丸山理右衛門に杣取を下命している。

陸奥湾東側沿岸と八甲田山

大火の救済事業の一環と推察される（長谷川 2005b）。

一、此度青森表大火ニ付為御救左之通、

一、御米貳百俵

一、大豆貳百俵

一、御錢五百目

一、戸門領山 奥内領山 新城領山

右之通被下置候旨青森_江罷下候監物より口達ニ而同所町奉行并両奉行_江申付之、山方_江者手紙ニ而申遣之、

このケースは、直接飢饉の救済に結びつくものではないが、大火の後に飢饉が発生しているのであるから、一連の救済措置の流れで考慮する必要があるだろう。

No. 24 久栗坂は天明4年、No. 25 滝沢は天明3年、田畑の作毛率10%の横内組・浦町組の村々に同村の惣山を開山して、1丈5寸角以上の檜の杣取を許可している。駒籠^{こまごめ}の惣山は天明3年に山下の組・村々に開山しており、各山の近隣に位置する横内・浦町両組村々の救済にこれらの地域の山々が活用された。

なお、No. 29 浅瀬石・No. 30 古懸には、山下村々に対する御救の開山はなかった。

②**中山通** 中山通は、主として金木組（津軽平野北部、岩木川下流右岸から津軽半島西側）・金木新田（津軽平野北部、岩木川下流右岸）・広田組（津軽平野中部、岩木川中流右岸）・広須組（津軽平野北西部、岩木川下流左岸）^{きづくり}・木造新田（津軽平野北西部、岩木川下流）^{たわらもと}・飯詰組（津軽平野中部、岩木川中流右岸）^{おっべつ}・俵元新田（津軽平野中部、岩木川中流右岸）の地域である（盛田・長谷川 1985）。図表5によると、広田組の田畑作毛率10%を除くと、全て0%と皆無作である。領内で凶作の打撃が最も高い地帯であった。この中山通における御救山としての杣取は、図表3・4のNo. 34 戸沢・No. 35 飯詰・No. 41 尾別^{おっべつ}・No. 43 今泉・No. 44 相内太田・No. 45 相内・No. 46 磯松・No. 47 脇本・No. 48 小泊の山々で認められ、天明4年（1784）以降、同6年まで檜1丈5寸角以上の杣取を山下村々へ許可した。そのようななかで、飯詰では、天明3年、青森町中に手当として檜1丈5寸角以上の杣取を許可しており、前に言及した、外浜通のNo. 19 奥内^{おくない}・No. 21 新城・No. 22 戸門と同様に天明3年の青森大火による同町の被害救済に同山が活用されているのは注目される。これは従来の史料には見えないところであり、青森町の90%を焼亡した天明大火の復興に藩庁がいかに意を用いたのかを窺うことができよう。

また飯詰では、天明4年11月に御用木山師の中村と鹿内・竹越に下付していた弘山証文を取り上げて、天明5年から同7年まで山下村々へ開山して檜1丈5寸角以上の杣取を許したとある。この措置は、No. 35 飯詰が飯詰組と俵元新田組の代官所所在地であり（図表5参照）、両組が皆無作であったことも影響しているのではなかろうか。なお、小泊では天明3年の火事に遭遇した者に家木用の杣取を認めている。この火事とは、「天明卯辰日記」によると、天明3年10月23日に小泊村で火事があり73軒が焼失、さらに1週間後の11月2日に57軒と寺1軒が焼失しており、同村では相次ぐ大火によって壊滅的な被害を蒙ったようだ。この大火被災者へ家木用の杣取を許可したのであろう。

③**上山通** 上山通は、主として駒越組^{こまごし}（津軽平野南端、岩木川上流）・大鰐組（津軽平野南端、平川流域）・堀越組（津軽平野南端、岩木川と平川に挟まれて位置する）・和徳組（津軽平野南部、岩木川上流右岸）の地域である（盛田・長谷川 1985）。図表5によると、

大鰐・堀越・和徳組は田の作毛率が20%、畑が30%、駒越が田10%、畑20%と、領内でも比較的作毛率が高い地帯であった。同通における御救山としての杣取は、図表3・4のNo.49 碓ヶ関は天明4年(1784)に仕立山の山守たちへ杉80~85本、同5年40本、同6年50本の杣取を許可し、その後は見継仕立山にして、植林と管理をさせた。ついで天明5年から大沢通4ヶ沢のうち2ヶ沢の山下村へ檜1丈5寸角以上の杣取を許可、碓ヶ関村にも御用木山師受山の杉立沢1つを開放し、榎木舞の挽出しを許した。同5年4月まで檜1丈4寸角以上の杣取を許可し、その後は留山にした。No.50 虹貝では御救としては、火事類焼者へ家木・丸太を供与しており、飢饉救済とは性格を異にしていた。No.51 三ツ目内は御救として、天明4年11月まで、仕立山守たちへ、松・杉135本の杣取を許可している。No.52 大和沢・No.53 湯口は特に御救山の開放が見あたらないのは、他地域と比べて前述のように作毛率が比較的高かった組であったことによる。No.54 相馬は、御救として山下村へ杣取を許可したとあるが、詳細は不明。

④西之浜通 西之浜通は、ほぼ赤石組(岩木山西部の海岸一帯)に該当する地域である(盛田・長谷川 1985)。図表5によると、田畑の作毛率は全域に10%で、領内でもかなり厳しい状態であった。同通における御救山としての杣取は、図表3・4のNo.58 中村の惣山では、天明5年(1785)4月まで山守に対して御救として杉・松合わせて110本の伐採を許可し、その後は仕立見継方を命じた。この方法は、材木の本数や期間に違いはあるが、No.62 金井ヶ沢・No.70 岩崎でも見られた。仕立見継とは、村や個人が藩に願い出て植林し、成木になった後、伐採した材木の利用が許可されるもので、森林保護が義務づけられた(黒瀧 2005)。御救の対象となった山守は、仕立守とも呼ばれ、彼らに救済の手が差しのべられたのである。

No.69 深浦では、天明5年4月まで山下の村々に1丈5寸角以上の檜の伐採を許可し、その後は留山とした。この方法は、伐採の許可時期、寸法や本数に違いがあるものの、No.59 赤石・No.60 大童子・No.61 関・No.64 晴山・No.65 風合瀬・No.66 轟木・No.67 追良瀬・No.68 広戸・岩崎・No.73 黒崎・No.74 大間越の各村で認められた。岩崎では、仕立見継方も存在した。No.63 田野沢では、天明5年4月まで角材木になりがたい檜丸太の伐採を許可し、その後は留山とした。この方法は、No.71 森山・No.72 松神でも認められた。

西海岸の各村領惣山では、3つの類型が認められる。第1に、仕立見継山が存在する村落では、救済の対象が仕立守であって、村落全体とはならなかった。あるいは村の構成員のほとんどが、仕立守を務めていた可能性も否定できない。第2に、伐採許可の年限に相違はあるものの、留山内の檜・杉などの材木伐採が許可され、おおむね天明5年のうちに留山へ戻すという形式をとった。第3は、商品価値が比較的低い檜材の伐採を認めたものである(長谷川 2006)。

前述のように、「平山日記」によれば、弘前藩による御救としての開山によって、人々に杣取を許可するのは、天明3年(1783)10月から翌4年3月までであったが、同通の伐採期間は区々である。仕立見継方の山守には、天明5年(1785)4月~同6年4月まで、次に大多数の村落には、天明4年8月~天明5年4月までと天明5年4月~同6年10月までの期間であって、各村によって開山の期間が相違している。これは、飢饉の被害状況に鑑みたのか、それとも村落と村領山々の状況を勘案したのか、明らかでないが、御救山実施に関しては、画一的に規定していたのではなく、被災の多寡によって藩の措置には配

慮があったようだ。総じて西之浜通の御救山の期間は、前記「平山日記」に見える開山の期間よりも長期間である。西之浜通の村々は山々が海岸に迫る磯沿いに点在する小規模な村落であったことから、各村領の山々に各村民が比較的入りやすかったことも影響していたのであろう。

結 論

以上、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにわたって、天明4年(1784)「山所書上覚」と、主として同史料をもとにして天明期津軽領の山地と山林政策、天明3年の大凶作と飢饉時における御救山の実態について述べてきた。ここでは、本稿にて明らかにした点をまとめ、簡単な展望と課題を記すことにしたい。

「山所書上覚」は、天明4年の時点における領内の御本山74カ山の実態を、管理する各村領ごとに書き上げたものであり、さらに天明7年に弘前藩御山方吟味役が改めて領内山林を再調査して御救山の実情を貼紙に盛り込んで、内容を充実させた領内山林の台帳であった。その上で、藩主へ正式に献上したものであるから、同史料は、領内山林の単なる書上という域を脱しており、弘前藩による18世紀後半の山林経営の全体像を記録した公的な書類として評価することができる。

さて18世紀後半、天明期の津軽領山地は、外浜通・中山通・上山通・西之浜通の4つの森林区分がなされて、各通で多少の相違はあったが、全領的な留山率は52.3%であった。記録された樹種は、おおむね檜・杉・槻・桐・五葉松・榎・雑木であって、なかでも外浜通と中山通、現在の津軽半島でも津軽山地に該当する山々は檜・雑木の森林として記され、藩庁からは檜の主要森林地帯として把握されていた。「津軽藩林制要領」に見える寛政7年(1795)の山方条目によると、弘前藩は「御停止木之事」として「檜・杉・松・漆・榎・桐・桂・槻・槐・桑・柏・栗・枺・^{せん}栓・^{こまい}楡・まゆみ、此外ニ黄柏の木も御停止、俗名しころと云、」(前掲『青森県史 資料編 近世3 津軽2』182号)とみえ、檜など17種の樹種を指定して伐採を禁止した。

弘前藩には森林区分が4つあることを述べたが、実際には「中山通より外浜通・古懸山迄」(津軽半島の山地から八甲田山北麓を經由し碓ヶ関方面)と「上山通より西之浜通迄」(大鰐から白神山地方方面と岩木山から日本海方面)という二つの山系に区分して管理統括していた(脇野 2006a)。本論でも、それにしたがってまとめることにしよう。

「中山通より外浜通・古懸山迄」(津軽半島の山地から八甲田山北麓を經由し碓ヶ関方面)は、例えば、図表3・4に見えるNo.44相内太田の山々のように領内第一の盛木山と称される、檜の主要森林地帯であった津軽山地を主なエリアとしていた。そのため、御用木山師たちは、それらの山々へ入山して盛んに斫伐を実施した。津軽山地東側の檜の山林地帯は、比較的早くから御用木山師たちが入山を果たしていたようで、No.20瀬戸子やNo.14中沢は檜が若木のため御用木山師の柚入を禁止しており、これは植林した木々が未だ成長途上であったことを示している。また雑木の利用に関しては、塩釜薪や船木の柚取、炭焼出し方、農具などであり、海岸地帯の特徴を備えていよう。

津軽山地の南側と西側に目を向けると、中山通では、18カ山のうち12カ山に御用木山師が入山しており、上山通のNo.49碓ヶ関村領惣山と並んで最も御用木の斫伐が実施され

た山地であった。しかし「山所書上覚」によると、No. 31 大釈迦・No. 32 前田野目・No. 46 磯松は天明2年以前にすでに檜が枯渇し、同様にNo. 38 川倉・No. 39 宮野沢・No. 40 中里・No. 42 薄市は天明2年までに檜が枯渇したことを示唆している。津軽山地における檜の森林資源は、南から実施された斫伐が北へ進展して、天明4年の時点においては、十三湊周辺もしくは以北に限定されてきたようだ。雑木に関しては、半島西海岸で製塩が行われていた地域では塩釜薪に、金木台地に位置した山々では農具・炭焼出し方に活用された。

「上山通より西之浜通迄」(大鰐から白神山地方と岩木山から日本海方面)は、次のようにまとめられよう。大鰐山地に属するNo. 49 碓ヶ関を主とする山々では、いずれも御用木山師が入山し、受山として檜・杉の斫伐に当たった。御用木の用途は藩庁の御用のほかに、藩庁の山方が斫伐する弘前入用であった。また安永期からの相次ぐ洪水被害を克服するために、同山々の材木が川除普請=治水工事に活用された。雑木は、通常の薪・炭焼などに使用。

ところでNo. 57 目屋野沢村領惣山では、^{おっぶ}尾太銅鉛山をはじめとする鉾山地帯を抱えていたため留山率が67%と、領内でも抜きん出て高かった。これは同山が抱える鉾山と深い関わりがあり、鉾山での製錬、坑道普請などに多くの材木が必要であって、18世紀前半に銅鉛山として繁栄した尾太鉾山に同村領から木材を大量に供給しなければならなかった。当時すでに、目屋野沢の地帯は、上方の材木市場で需要の高かった檜・杉がほとんど切り尽くされたようで、碓ヶ関をはじめとする檜・杉などの森林地帯に藩の御用木伐採のエネルギーは向かっており、目屋野沢の森林資源は、枯渇に陥る寸前であったと考えられる。このほか同地域は、津軽領最大の消費都市である弘前城下の住民が用いる燃料としての材木備山としての性格を持ち、加えて鉾山での製錬用の炭の焼出しが許されていた。

西之浜通は、海岸に山々が迫り、磯伝いに小規模な村々が散在して、主として製塩と磯漁を生業としていた。留山率は50%強。西之浜通は、17世紀の後半から移出商品としての材木伐採が本格的に行われていたことから、約1世紀を経た天明期には森林資源が枯渇状態にあったようだ。留山の雑木は、塩釜用の薪、つまり製塩用の燃料として、また磯漁に用いる小型船舶の建造や家屋の建設用に活用された。

いずれにしても、近世後期「上山通より西之浜通迄」の状況は、藩政前期から上方市場への檜や杉などの商品材木の伐採と、鱒ヶ沢・深浦両湊からの移出が藩主導で強力に実施された結果、18世紀後半の当該地域の森林資源は枯渇しつつあった。

津軽領の御救山に関しては、元禄8(1695)・9年の元禄飢饉に際して、制度が発足したと推察され、飢饉に際してだけでなく各村の困窮の度合いによって設定されたようだ。本稿で例示したように、伝馬・宿継の負担を軽減するための新田開発に開山がなされて、柚取を許可し費用を賄うという方策も採られた。開山の期間は、1カ月の例もあれば2～3年のケースもあり、各村の困窮度や管理する山沢の状況も勘案して場所や期間を決定したと考えられる。

天明飢饉に際して、弘前藩では天明3年8月22日、条件付きながら領内の開山を許可したが、凶作の深刻化と迫る飢饉の恐怖に伴って混乱が深まり、9月10日・14日には全領の森林を開山して柚取を許可せざるを得ない状況に追い込まれた。しかし、「天明卯辰日記」にも見えるように、同年8月、人々は「殿様」のいない国には住まうことができないとして本格的な地逃げが始まった。無人と化した皆無作地帯の村落には、組織的・集約

的な労働編成を必要とする伐採・伐り出しの作業は事実上不可能であり、救済の効果はほとんどなかったと言ってもよからう。このようななかでの開山は無意味であり、天明3年8・9月の段階で藩庁が開山に踏み切ったにも関わらず、同年の御救山の実施が「山所書上覚」に見えないのは、以上のような事情によるものと推察する。

さて「平山日記」などには、御救山は天明3年(1783)10月から翌4年3月まで実施されたと見えるが、実情はそれほど単純ではなかった。つまり御本山における御救山の設定は、全領一律なものではなく、前述のように開山の期間と場所は各地域の作毛の度合いによって違いがあったようだ。例えば、藩庁は田畑の作毛率10%の西之浜通の全ての山々を山下村落に開山したが、「上山通より西之浜通迄」の開山の期間は、大多数の村には天明4年8月～天明5年4月までと天明5年4月～同6年10月まで、仕立見継方の山守には、天明5年4月～同6年4月までの期間を許可した。

作毛率が0～10%、つまり皆無作に近かった「中山通より外浜通・古懸山迄」でも、開山期間は各村で相違しており、おおむね天明4年から同6年にかけてであって、その中で天明4年1カ年のみの場合もあった。当該地域の特色として、皆無作に近い地域事情に鑑みて、杣取を許可したのは後潟組・油川組・横内組・浦町組の村々が対象であって、広域的な救済措置であったといえよう。加えて、青森町に近接する山々には天明3年の青森大火被災者への救済を目途とした「御手当」と称する開山も実施された。外浜通のNo.17内真部・No.15後潟・No.16六枚橋は、近代に入ってから優良な檜山地として著名であったが、この3カ山には御救山の設定はなかった。それだけでなく、天明4年にあっても中村・鹿内・竹越ら御用木山師を入山させて杣取を下命している。これは鹿内の例に見るように、実現には至らぬまでも斫伐した御用木の檜を引当にして、飢民へ与えるための救済用米穀つまり買越米を他領から購入する意向を藩庁が持っていたからではないかと想定する。また飯詰では、天明4年11月に弘山証文を藩庁が一方的に破棄して天明5～7年まで山下村落に杣取を許可し、積極的な開山による救済の手を差し伸べたと言えよう。

弘前藩では、前述のように天明飢饉に際して手をこまぬいていたわけではない。元禄飢饉から発足した御救山制度を発動して、つまり山を媒介とした救済活動を実施して窮民・困窮村落や組、青森町の困窮を救おうと企図したことは間違いない。しかし御救山制度の発動は遅きに失し、地逃げの始まった村落に何らかの効果を期待することはとうてい不可能であった。わずかに余力の残っていた弘前城下の住民が近接の山林に入り込んで開山の恩恵を受ける程度で、そのため本来救済すべき農村には開山を制限するなど混乱を招いただけであった。

つまり、天明3年は、藩の各救済対策は遅きに失してしまい(御救山も例外ではない)、地逃げが起きている状況下でも段階的な開山を発令するなど拙劣な施策に終始し、混乱と被害を増幅させた。御救山も他の施策同様、有効な救済措置にはほど遠かったことから、未曾有の餓死者を出す結果となった。むしろ本格的な御救山の実施は、通説の天明3年10月や史料に見える藩庁の御救山を発令した同年8・9月などではなかった。開山しても、凶作とそれに続く地逃げによって農村から人が消えて、本来の御救山の機能を果たす状況にはなかったというのが実情であった。それが機能し始めたのは、「山所書上覚」に記録されているように、翌天明4年から開始して同6年にかけてであった。結果論ではあるが、飢饉に苦しむ民衆の救済と言うよりは、飢饉の痛手から立ち上がる人々の復興を支援する

という色彩の方が強かったのではないかと推察する。

定められた紙幅も超過したので、拙稿（長谷川 2006）で試みた「津軽国図」や明治43年（1910）の「青森大林区国有林経営一斑」の付図「青森大林区管内森林分布図」（『青森県史 資料編 近現代2』付図 青森県 2003年）との比較・検討、津軽領内森林資源の近代への見通しなどについては、後日の課題としたい。

衆知のように、この後、19世紀前半に天保飢饉が津軽領を襲うが、その際に御救山はどのように機能したのか。加えて藩政時代の留山率とは比較にならぬほど、国有林が全県をほぼ覆い尽くして厳しい統制のもとにあった近代青森県にあって、この制度はどのように引き継がれたのか、もしくは引き継がれなかったのか、それらの点も今後取り組む必要がある。

（補注1） 弘前藩における森林地帯区分は、おおむね、次の4期に分けることができよう。第1の最も古い区分は、「国日記」寛文7（1667）年2月20日条に見える記事で、それによると、「上山 相馬より大和沢、三日内・虹貝・碓ヶ関」、「下山 飯詰山より小泊迄」、「外浜 内真辺より今別迄」、「外浜 瀧沢より横内迄」の4区分であった。ここでは西海岸が除外されている。第2は、元禄17年（1704）の区分で外浜通、西根通（主として北津軽郡）、東根通（主として南津軽郡）、中通（中津軽・西津軽郡）の4区分。第3は、天明4年（1784）の区分で本稿で言及したとおりである。第4は、文化元年（1804）の区分で天明4年のそれとほぼ同様だが、山数は78カ山。

近代に入ってからは、明治24年（1891）に新たな区分がなされたようだが、実態は文化元年とほぼ同様で、山数が82カ山（黒石津軽領分を含む）に増加しただけであり、近代の森林区分は藩政時代を基本的に踏襲したものであった。

（補注2） 「国日記」享保3年（1718）3月9日条には、檜葉は油性分を含んでいるから、「鉄山入用檜葉」として江利前山鉄山（蓬田村）の鉄吹用の檜葉が不可欠であると記録されている。蟹田町では、藤ヶ股沢・角橋沢山・南沢遺跡など複数の近世製鉄遺跡が存在し、炭窯や和製精錬（たたら吹き）跡が確認され、精錬滓（かす）や鞆の羽口などが出土している。檜葉材を燃料としたため、約10年程度で製錬施設を替えなければならなかったという（蟹田町 1991）。

（補注3） 「天明卯辰日記」（豊島勝蔵編『津軽の飢饉史』森田村古文書研究会など1980年 85頁）天明3年10月条には、鹿内について、次のように記している。

一、頃日、横内組郷士鹿内瀬兵衛材木三万石目之檜山引当ニ而買越米等の手段申出、山方ニ而諸山石積等致候由之处、諸方差障之義有之、殊ニ前後申出齟齬致候ニ付、郡奉行より伺之上右書付御下ケ被成候事、

鹿内瀬兵衛は、藩の御用木斫伐に関与した他の商人山師たちと異なり、横内組の郷士であったという。また、檜山の材木を引き当てにして他領からの買越米の費用に充当しようとする目論んだようであるが、郡奉行に却下されたようだ。このことは郷士による窮民救済の一環と捉えられようか。

（補注4） 目屋野沢の山々について、『青森県史 資料編 近世3 津軽2』（青森県2006年）182号「津軽藩林制要領」には、次のように見える。

目屋野沢惣山之儀ハ御城下一統焚用流木伐取差支無之備山之義ニ付、此度別段沢割帳之表を以拾ヶ年廻伐申付候、拾壹ヶ年目ニハ初年之沢所へ立戻り杣入致候様、

寛政7年(1795)の山方条目の冒頭に、同惣山の木々は弘前城下での燃料用として使用することが公認されており、資源の枯渇を防止するために10年を期間とする輪伐が規定されていた。

(補注5) 西之浜通における磯漁用の小型船舶を建造に関しては、『日本林制史資料 弘前藩』(朝陽会 1932年 270頁)享保3年2月28日の記事に次のように見える。

一、同丸木船壹艘 長四尋三尺 は、式尺五寸

右四艘同村領明御山からつ沢二而 同村(追良瀬村)喜右衛門

右者赤石組村々之者共漁舟杣取願申立候付、僉儀仕候処相違無御座候、尤留山之内江入不申、御法度之諸木一切伐せ申間敷候間、御役銀上納之上杣取被仰付候様奉願候旨申出候付、山方江吟味之上差障申儀も無之付其段内膳江相違候処、申立之通可申付旨、長尾戸左衛門江今井源五右衛門より申渡之、尤杣御役之儀追而可申入旨申遣之、 (カッコ内筆者)

西海岸一帯の村々から、「漁舟杣取願」を出されたのに対して、藩庁では留山での伐採を禁じる一方、伐採禁止の樹種を除いた材木を、役銀上納のうえ許可した。このように非常に厳しい条件付きで漁舟造船用の材木伐採が許可されたのであった。

【引用文献】

- 蟹田町 1991. 蟹田町史 蟹田町
- 印牧信明 2005. 近世前期の日本海海運と商品流通 長谷川成一・千田嘉博編『日本海域歴史大系 第4巻 近世篇I』清文堂出版
- 菊池勇夫 1994. 飢饉の社会史 校倉書房
- 工藤光治・牧田肇 2005. 「暗門山水観」の木流し 白神研究 2
- 黒瀧秀久 2005. 弘前藩の山林制度と木材流通構造 北方新社
- 五所川原市 1995. 五所川原市史 史料編2上巻 第5章解説 五所川原市
- 司法省刑事局 2004. 日本飢饉誌 海路書院
- 長谷川成一 2005a. 弘前藩の史資料に見える白神山地 白神研究 2
- 長谷川成一 2005b. 巨大災害と民衆－近世青森町の大火災を中心に－ 長谷川成一・千田嘉博編『日本海域歴史大系 第4巻 近世篇I』清文堂出版
- 長谷川成一 2006. 近世後期の白神山地－山林統制と天明飢饉を中心に－ 白神研究 3
- 弘前市 2002. 新編弘前市史 通史編2 近世1 弘前市
- 前島郁雄・田上善夫 1983. 日本の小氷期の気候について－特に1661年－1867年の弘前の天候史料を中心に－ 日本気象学会機関誌気象研究ノート 147別冊
- 脇野博 2006a. 新青森市史 資料編5 近世3 第2章解説 青森市
- 脇野博 2006b. 日本林業技術史の研究 清文堂出版
- 盛田稔・長谷川成一 1985. 角川日本地名大辞典2 青森県 角川書店

【付録】

天明4年(1784)「諸山之内上山通より西之浜通迄・中山通より外浜通古懸山迄
御山所書上之覚 二冊合併完」

(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫 横帳)

【凡例】

1. 本史料の校訂は、おおむね青森県史編纂の校訂要領に従って行った。
2. *は、貼紙を示し、内容は「 」の中に記した。一つの村に貼紙が2カ所ある場合は、〈*1〉、〈*2〉とし、内容は「 」の中に記した。
3. 適宜、文中に校訂者注を入れた。

(中表紙)

「諸山之内中山通より外浜通古懸山迄 御山所書上之覚」

中山通 大釈迦山より小泊山迄

一、大釈迦村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢十ヶ沢先年より御留山之処、檜之分細木立殊ニ少々ニ而杣入相成不申候、雑木之分太木少々相立罷有候、其外明山小沢四ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、前田野目村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢十三ヶ沢先年より御留山之処、檜之分細木薄立ニ而素性不宜杣入相成不申候、尤雑木之分柴立ニ而御座候、其外明山小沢四ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、若山村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通二ヶ沢之内小沢八ヶ沢先年より御留山之処、檜之分当時盛木之御山模様ニ御座候、尤雑木之分柴立ニ而、其外小沢二ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、戸沢村領惣山

* 右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢七ヶ沢先年より御留山之処、檜之分天明元丑年御用木山師松山久蔵・大津屋儀兵衛受山ニ被仰付、在々用水・樋・水門木柄并江戸御登せ御用木杣取被仰付、右跡当時御留山ニ而若木立ニ而御座候、尤雑木之分柴立ニ而明山小沢三ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

* 「檜之分先年御用木山師杣取跡御留山之処、天明五巳年より(天明6年)同午年迄山下村江為御救一丈五寸角以上杣取被仰付、右相済候跡前々之通御留山ニ被仰付候、」

一、飯詰村領惣山

〈*1〉 右御山所檜・雑木立ニ而大沢通三ヶ沢之内小沢十七ヶ沢先年より御留山之処、檜之分相応之御山模様ニ御座候処、当辰六月御取組御用ニ付中村佐兵衛・鹿内瀬兵衛・竹越忠右衛門江御弘山証文相渡罷有候得共、未杣入不仕候、尤雑木之分柴立ニ而明山小沢四ヶ沢之

〈* 2〉内より山下村焚用柴取出罷有候、

〈* 1〉「檜一丈五寸角以上、天明三卯年青森町中江為御手当杣取被仰付、当時杣入仕罷有候、」

〈* 2〉「檜之分中村左兵衛・鹿内瀬兵衛・竹越忠右衛門江御払山被仰付、御山証文相渡候得共、杣入不仕罷有候処、同年十一月、右証文御取上ケ山下村江為御救被仰付、
一丈五寸角以上天明五巳年より当未年迄杣取被仰付罷有候、」
(天明7年)

一、小田川村領惣山

* 右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢十四ヶ沢先年より御留山之處、檜之分明和九辰年御払山被仰付杣入相済、右跡当時御留山ニ而若木立ニ御座候、尤雑木之分太木立ニ而薪并農具木柄等年々依願御留山之内より杣取被仰付候、其外明山小沢六ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

* 「檜之分天明六年南部表秋浜三右衛門江御旧借為御引向御山証文相渡罷有候得共、今ニ杣入不仕候、」

一、喜良市村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通四ヶ沢之内小沢三十六ヶ沢先年より御留山之處、檜之分先年御払山被仰付、右跡御留山ニ被仰付、未若木勝ニ御座候得共、相応之御山模様ニ御座候、尤未木之分御用木山師大津屋儀兵衛受山ニ被仰付、小角丸太取出罷有候、尤雑木之分太木立ニ而薪并農具木柄等年々依願御留山之内より杣取被仰付候、其外明山小沢二十一ヶ沢之内より山下近郷村々焚用柴取出罷有候、

一、川倉村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢八ヶ沢先年より御留山之處、檜之分御用木山師大津屋儀兵衛御用木為御元入去々年迄杣取被仰付、右跡当時御留山ニ而若木立ニ御座候、尤雑木之分柴立ニ而明山小沢六ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、宮野沢村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通二ヶ沢之内小沢九ヶ沢先年より御留山之處、檜之分御用木山師大津屋儀兵衛御用木為御元入去々年迄杣取被仰付、右跡当時御留山ニ而若木立ニ而御座候、尤雑木之分太木立ニ而御留山之内より薪并農具等依願年々杣取被仰付候、其外明山小沢九ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、中里村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢十ヶ沢先年より御留山之處、檜之分御用木山師松山久蔵江御用木為御元入去々年迄杣取被仰付候、右跡御留山ニ而当時若木立ニ御座候、尤雑木之分柴立ニ而御座候、其外明山小沢八ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、尾別村領惣山

* 右御山所檜・雑木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢九ヶ沢先年より御留山之處、檜之分当時為御救山下村江杣取被仰付候、尤雑木之分太木立ニ而薪并農具木柄等迄依願御留山之内より杣取被仰付罷有候、其外明山小沢十六ヶ沢之内より山下焚用柴取出罷有候、

* 「山下村江為御救被仰付候檜一丈五寸角以上、天明四辰年より同午年迄ニ而杣取相済、右跡前々之通御留山ニ被仰付候、」

一、薄市村領惣山

右御山所檜・雑木立ニ而大沢通四ヶ沢之内小沢二十四ヶ沢先年より御留山之處、檜之分御

用木山師松山久藏_江御用木為御元入去々年迄杣取被仰付、右跡当時御留山ニ而若木立ニ御座候、尤雜木之分太木立ニ而薪并農具木柄等年々依願御留山之内より杣取被仰付候、其外明山小沢二十六ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

一、同山之内仕立杉五六百本当時盛木ニ而罷有候、

一、今泉村領惣山

*右御山所檜・雜木立ニ而大沢通二ヶ沢之内小沢十九ヶ沢先年より御留山之処、檜之分當時為御救山下村_江杣取被仰付候、雜木之分太木立ニ而薪并炭焼出方年々依願御留山之内より杣取被仰付候、其外明山小沢七ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

*「山下村_江為御救被仰付候、檜一丈五寸角以上天明四辰年より同午年迄ニ而杣取相済、右跡前々之通御留山被仰付候、」

一、相内太田村領惣山

*右御山所檜・雜木立ニ而大沢通二ヶ沢之内小沢十ヶ沢先年より御留山之処、檜之分當時御領内第一之盛木山ニ而御座候、然処南部表秋浜三右衛門_江御取組御用ニ付御差向之御山所ニ御座候、尤未杣入不仕候、

一、同山之内檜立小沢一ヶ沢山下村仕立山ニ付當時為御救杣取被仰付候、雜木之分太木立ニ而薪并農具木柄等留山之内より依願年々杣取被仰付候、其外明山小沢五ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

*「同山之内檜立小沢一ヶ所山下村_江為御救被仰付、一丈四寸角以上天明四辰年より(天明5年)同巳年迄ニ而杣取相済、右跡前々之通御留山ニ被仰付候、」

一、相内村領惣山

<* 1> 右御山所檜・雜木立ニ而大沢通三ヶ沢之内小沢七ヶ沢先年より御留山ニ而、檜之分當時盛木宜御山模様ニ御座候処、南部表秋浜三右衛門_江御差向之御山所之内ニ御座候、雜木之分太木立ニ而薪并炭焼出方等年々依願御留山之内より杣取被仰付候、其外明山小沢十ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

<* 2> 一、同山之内立杉少々御座候内、為御救山下村并十三町_江(仕脱)右杉四十本杣取被仰付候、

<* 1>「檜之分秋浜三右衛門_江御取組御用ニ付御差向之御山所之内ニ御座候処、御用木山師松山久藏_江天明六年より同申年迄三ヶ年一丈五寸角以上杣取被仰付、當時杣入仕罷有候、」

<* 2>「同山立杉之内為御救山下村并十三町_江(仕脱)四十本被仰付、天明五巳年杣取相済、右跡見継方被仰付罷有候、」

一、磯松村領惣山

<* 1> 右御山所檜・雜木立ニ而大沢通二ヶ沢之内小沢四ヶ沢先年より御留山之処、檜之分近年御弘山ニ被仰付、右跡若木立ニ而當時杣入相成不申候、雜木之分塩釜新年々御留山<* 2>之内より依願杣取被仰付候、其外明山小沢六ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

<* 1>「檜之分若木立ニ御座候得共、山下村并十三町_江御救一丈五寸角以上天明六年より当未年迄杣取被仰付、當時杣入仕罷有候、」

<* 2>「檜之分秋浜三右衛門_江御取組御用ニ付御差向之御山所ニ御座候処、天明六年より一丈五寸角以上當時杣入仕罷有候、」

一、脇本村領惣山

*右御山所檜・雜木立ニ而大沢通一ヶ沢之内小沢一ヶ沢先年より御留山之処、檜之分盛木

ニ而當時御救山下村江杣取被仰付候、雜木之分柴立ニ而、明山小沢二ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

* 「山下村江為御救被仰付候、檜一丈五寸角以上天明四辰年杣取相濟、右跡前々之通御留山ニ被仰付罷有候、」

一、小泊村領惣山

右御山所檜・雜木立ニ而大沢通八ヶ沢之内小沢二十七ヶ沢先年より御留山之處、檜之分當時盛木山ニ而南部表秋浜三右衛門江御差向御山所之内ニ御座候、右御山所之内大沢通一ヶ沢山下小泊村江去年火事逢之者江家木杣取依願被仰付候、雜木之分太木立ニ而塩釜薪年々依願御留山之内より杣取被仰付候、其外明山小沢五十五ヶ沢之内より山下村焚用柴取出罷有候、

近世の餓死者供養について

菊池 勇夫

はじめに

近世の東北地方における飢饉犠牲者の供養について最初に関心を抱いたのは、1988年度～1990年度の科学研究補助金一般研究（C）『近世の飢饉に関する民衆生活史的研究』のなかにおいてであった。天明の飢饉下に東北諸藩が設置した飢人に対する施行小屋（御救小屋）の実態の解明に力を注いだが、施行小屋に集まってきた飢人は死亡する者がほとんどで、施行場やその近くに大きな穴を掘って葬られ、そこに飢饉供養塔の類が建てられたことに気づかされた。飢饉供養塔はもちろんそのような場所ばかりではないが、そうした関心から報告書（1991年3月）にはすでに文献等に紹介されている飢饉供養塔の類を集めてみようと思い、目に触れた範囲で、各県ごとの「飢饉石造物目録」を付した。飢饉死であることが明確には判明しない「無縁三界万霊塔」の類は除き、青森県36基、岩手県55基、秋田県4基、山形県6基、宮城県99基、福島県11基を市町村史・文化財調査報告書などからリストアップした。当時では、『宮城県史』22（災害、1962年）所収の三原良吉「飢饉金石文」が最も網羅的かつ詳細な調査であることが知られた。こうした全県的な把握は他にはなかったが、このたびの科研において代表者関根達人は考古学的手法によって青森県に所在する供養塔の悉皆的な調査を実施し、今後の研究の基礎をかたちづかったことは大きな成果である。

右の報告書の段階では供養塔のリストアップにとどまったが、その後、飢饉下の一年をおおむね時間軸に沿って復元してみようと、『飢饉の社会史』（校倉書房、1993年）を構想するなかで、生き残った者たちによる餓死者の供養という問題に突き当たった。そこで、最終章に「餓死供養の諸相」を置き、餓死者の処置・供養に領主権力や地域社会がどのように向き合ったのか、いわば「無縁をめぐる社会史」について、天明の飢饉を中心にささやかながら述べてみた。このたびの科研では限られた時間ではあったが、東北地方の領主権力による餓死供養の文献史料のいっそうの収集に努め、また享保の飢饉における福岡県・佐賀県地域の餓死供養の史料収集も実施した。今回、その成果をまとめるにあたっては、旧稿を本格的に論じ直す事情にはまだないので、旧稿と重複しないように、いくつかの論点を意識して、重要と思われる餓死供養の史料を紹介してみようと思う。

1 弘前藩の場合（1）—元禄飢饉を中心に—

元禄の飢饉は東北地方を襲った近世的な大規模飢饉として最初の経験となった。近世的というのは、全国的な市場経済の展開を背景に、米あるいは大豆の生産・移出地帯として田畑の開発が進み、構造化したなかで発生した飢饉という意味合いにおいてである。とりわけ弘前藩は水田農業としては北限に位置し、17世紀中・後期に大規模新田開発が進んだ地域であったがリスクも大きく、ヤマセ型凶作に脆弱な体質を抱え込むこととなった。元禄8年（1695）の大凶作は翌年にかけて飢饉のどん底に突き落とし、夥しい餓死者を発生させ、領民の三分一ほども人口が減少した（菊池『近世の飢饉』吉川弘文館、1997年）。

弘前藩は元禄8・9年飢饉の七回忌に当る元禄15年(1702)、領主権力による大規模な餓死者の弔い(施餓鬼供養)を執行している。『弘前藩庁日記(国日記)』(弘前市立図書館所蔵)に、弘前藩としては初めての大きな飢饉供養であったと見え、前例にもなるので、経緯が詳しく記載されている。それを以下に紹介しておこう(なお、史料引用にあたって、本稿では行数抑制のため数行分を一行にしたり、「より」や踊り字、割注、ルビ、字体など、原文通りではない箇所がある)。

元禄15年7月19日

一 豊島勘左衛門を以御家老中迄被仰出候者、左之御書付之通寺社奉行・郡奉行・町奉行江可申渡之旨被仰出候御書付、左記之

申渡之覚

去亥年当御領中就大不作、亥子兩年打続大分及餓死候儀、今以不便就被為思召餓死之者共、於弘前貞昌寺、於鱒ヶ沢法応寺、於青森正覚寺、右之三ヶ寺ニ而今度弔被仰付候間、不限上下餓死之者之由緒有之者勝手次第於其所々参詣可仕候事

以上

午七月

奉行

右御書付一通八兵衛・主水并須藤五郎太夫・大湯五左衛門・丹野序右衛門出座ニ而、郡奉行長尾戸左衛門・町奉行木村八左衛門江右御書付写ニ而相渡之、尤今日中町在々江相触候様ニ而八兵衛被申渡之、尤御書付御書物預り佐々木三右衛門・谷口五郎兵衛相渡之、浦々町奉行江者御用人より申触之

一 貞昌寺江八兵衛より手紙ニ而申遣候者、亥子兩年為餓死之者共、於弘前流灌頂大施餓鬼三日之内法事被仰付候間、左様可被相心得候、且又青森正学寺・鱒ヶ沢法応寺兩寺ニ而施餓鬼兩日宛被仰付候、此旨可被申渡候、委細御用人中江承合可被申之旨申遣之

元禄15年7月21日

一 寺社奉行覚書ニ而申立候者、今度被仰付候法事ニ付、從諸寺院回向罷出度存候儀茂可有御座候得共、罷出如何と扣申訳茂御座候而、此方江相尋申候ハ、罷出候様可申付候哉と申立候付、八兵衛江相達諷吟之事ハ承候、出家有之候ハ、勝手次第と可致挨拶之由申遣之

元禄15年7月22日

一 樋口理左衛門江申遣候者、鱒ヶ沢町奉行申立候亥子兩年餓死之者施餓鬼今度被仰付候ニ付、同所町同心羽織先年より銘々羽織ニ而相勤候、殊之外古ク其上持合不申者茂有之、仕立之儀茂不勝手ニ而成兼候付、御貸羽織之儀申立候、不限此度駒寄方々ニ茂着候間被仰付度由八兵衛江相達之、申立之書付共理左衛門江遣之、羽織十二警固着候羽織者四つ入候由、弥申立之通申付

同日

一 元禄八亥年同九子年餓死之者共弔(弔)、此度被仰付之旨、去ル十九日以御書付被仰出、夫々申渡候、依之右弔廿二日より廿四日迄三日之内、貞昌寺江相詰候役人之覚

諸手足輕頭壱人 同組足輕式拾四人 警固共ニ

右貞昌寺法事三日之中張番相勤之

寺社奉行壱人 御目付壱人

但御目付手明無之ニ付、寄合貴田孫太夫・八木橋左太夫・石山喜太夫、右三人代り、三

日之内相詰可申候

御徒目付壱人 足輕目付壱人

- 一 三日法事之賄雜用諸式入用差積、銀子ニ而仕切せ可申事
- 一 法事之内町中并近郷之男女之參詣之儀、勝手次第參詣可為仕候事
- 一 布施之覚

銀子三枚 貞昌寺 同式枚 誓願寺

右之外和尚銀壹枚、長老者金子貳百疋、平僧百疋、小僧道心青銅三百疋

- 一 三日之法事料

銀子五枚 米三俵

布施 金拾四兩・銀三匁

- 一 青森於正覚寺廿五日、廿六日兩日右之施餓鬼ニ付相詰申候役人

青森町奉行壱人 是ハ在番之寄合代目付故直ニ勤之

御目付壱人 御徒目付壱人 足輕目付壱人 町年寄兩人

- 一 施餓鬼中張番之町同心拾人
- 一 布施之覚 銀子貳枚 正覚寺

右之外平僧金子百疋、小僧道心青銅三百文

- 一 二日之中施餓鬼料

銀 三拾九匁 米 貳俵

布施 金四兩三步

- 一 鱒ヶ沢於法王寺廿五日廿六日兩日施餓鬼中相詰候役人右同断、但御目付代寄合松岡新兵衛弘前より遣之

- 一 布施之儀青森同前
- 一 二日之中施餓鬼料

銀 三拾九匁 米 貳俵

布施 金四兩三步

以上

- 一 法事日数之覚

三日 弘前貞昌寺 二日 青森正覚寺 二日 鱒ヶ沢法王寺

都合金三拾兩貳步

- 一 右賄料之外貞昌寺自分物入過分之儀之由、御家老中被成御聞賄料之内致青銅貳拾貫文、勘定奉行より遣候之様ニと被申候ニ付、七月廿五日勘定奉行手紙添則貞昌寺江差遣之

- 一 今度施餓鬼被仰付候一卷帳面、御書物預佐々木三右衛門江相渡之

- 一 貞昌寺より右法事次第左之通申立之

一 七月廿二日未之刻弥施（陀）經読誦并二夜三日念仏之開闕

一 同廿三日辰之下刻より浄土三部經読誦申之刻初夜法事

一 同廿四日午刻流灌頂并大施餓鬼則所者駒込川ニ而法事相勤候由申立之

右之段八兵衛江申達入高覽貞昌寺別紙ニ

- 一 船貳艘、但下板を敷薄縁敷舟を廻候者四人

- 一 卒都婆之脇棚四尺貳尺程之棚板七枚、則棚之柱横木共ニふとき小舞ニ而茂不苦候由

右者廿四日明六前ニ人足四拾人、大工壱人棚を拵候ニ入候由申立候ニ付、是又八兵衛江相

達勘定奉行江申渡之

一 貞昌寺より僧数都合三拾八人

内 上人 五人 長老 八人 平僧 拾三人 道心 拾式人

右之通申立候ニ付、是又勘定奉行江茂万事積方之為ニ申遣之

一 白取弥兵衛申立候者今度於貞昌寺御法事被仰付候、就者御城付一組警固共式拾四人張番被仰付候三日之内召連可罷出と奉存候、明廿二日種市文右衛門同廿三日齋藤孫助同廿四日文右衛門相勤申等ニ申合候、右御法事之内昼夜共相勤申等御座候哉、相濟次第引取翌日相詰申候哉、將又召連候張番之足輕之内四五人残置、夜中火之用心可申付候哉、又者手木打せ可申候哉、奉窺之旨申立候ニ付、八兵衛江達夜中茂五六人宛足輕差置可申由申付候、手木打せ候ニ不及候之由

一 右之通御城付足輕一組揃置候得者、御番所明候之由ニ付、右之張番之内御城付足輕之番所江大組諸手足輕より入替り候様ニと申付之

元禄 15 年 7 月 24 日

一 此度於貞昌寺被仰付候施餓鬼石渡於川原流灌頂首尾能相濟候由、御城付足輕頭種市文右衛門・寺社奉行山中次郎九郎・寄合石山喜太夫申立候ニ付、其段八兵衛江申達之

一 右流灌頂參候張番之足輕一組不残羽織棒を持式行ニ先江立、文右衛門馬上夫より相続次郎九郎・喜太夫右何茂馬上麻上下着之出家中惣押ニ而川江罷越候之由

一 山中次郎九郎覺書ニ而申立候者、右灌頂之節參詣人数六七万茂可有御座と奉存候、灌頂之諸色不残流申候

一 灌頂相濟寺江罷婦卒都婆祭御座候而御法事前後相濟申候

一 川江灌頂諸色賄候人夫四拾式人宰料共ニ何茂右之者共ニ貞昌寺より昼飯給せ申候

一 張番足輕式拾四人貞昌寺より夕飯振舞

同日

一 七月十九日亥年就大不作大分及餓死候儀、今以不便ニ就被思召候、此度所々ニ而法事被仰付候、別紙書付差登せ申候、鞠負殿江可被入披見之由

右者此度差立候御飛脚差登之

元禄 15 年 7 月 25 日

一 昨廿四日迄貞昌寺相勤候御法事左之通

御法事

金言曰 天下和順日月清明風雨以時災属不起国豊民安兵戈無用崇徳與仁務礼讓

以上

次第

廿二日 未ノ中刻 称名念仏二夜三日 念仏聞關初夜 礼讚小經行道

廿三日 辰ノ下刻 浄土三部妙典 壺部読経

廿四日 巳ノ中刻廻向 大施餓鬼 流灌頂 偈云 婦僧息諍論 同入和合海

元禄十五年壬午七月日 導師 一譽上人

右之通申立候ニ付八兵衛江相達之

元禄 15 年 7 月 27 日

一 青森町奉行永沢武右衛門方より申来候趣左記之

一 人数五千三百七拾壺人

右者此度当所於正覚寺亥子餓死之者御法事ニ付、右餓死之者縁類由緒之者右正覚寺ニ而過去帳ニ留置候表如斯御座候、其外兩日之参詣都合八千人余可有御座与申儀ニ御座候由申越之

法則次第

廿五日未之刻 一 四奉請 一 弥陀経読誦 一 念仏開關 一夜別時

申刻 一 諷誦文

廿六日辰之上刻 一 念仏廻向

同午之刻 一 問智讃 同 一 大施餓鬼 同 一 四奉請

同 一 行道念仏廻向 同 一 卒塔婆供養 同 一 阿弥陀経

同 一 念仏惣廻向

役配

導師 正覚寺 良起 浄満寺 本覚寺 専念寺 清岸寺

一 維那良行

鏡 察門 祖巡 鉦 高浪 残秀

太鼓 故哲 宅含 祭文 残秀 卓岸 疏 良収 天随

道心者 教念 西心 浄貞 離念 西運 西柔 浄念

殿司 浄雲 自木 西入 念光

右之通廿五日より同廿六日迄御法事急度可相勤者也

午ノ七月廿五日

午之七月廿五日之晩より同廿六日迄青森於正覚寺施餓鬼被仰付相勤候覚

正覚寺 正覚寺隠居良起 大浜浄満寺 今別本覚寺 奥内清岸寺 蟹田専念寺

右六人外ニ平僧・小僧六人 道心者拾人

正覚寺江相詰候役人之覚

町奉行永沢武右衛門 在番御目付唐木甚右衛門 御徒目付秋庭次太右衛門 町年寄

佐藤伊兵衛 同村井新助 足輕目付御蔵方立合長内三之丞

一 人数五千三百七拾壹人

右者亥子兩年餓死之者共親類縁類等当月廿四日之晩より同廿六日迄於正覚寺過去帳ニ付申候、近辺者勿論在々浦々より参候分右之通御座候、右之外帳ニ付不申茂式百人斗茂可有御座候由申候、参詣之者在々并青森町中より茂大分参詣仕、寺中勝手ニ茂居余り前庭迄詰、大方罷帰候者茂粗御座候之様ニ相見得申候、右之通首尾好相濟候由申来候

右之通青森町奉行并代目付寄合唐木甚右衛門方より申来候ニ付、御家老中江相達之

一 青森御法事之節足輕目付長内三之丞相勤候覚書差出候付、則御家老中江相達之

元禄 15 年 7 月 29 日

一 鯨ヶ沢町奉行石岡弥次右衛門方より此度御法事相濟候付委細申越候之趣左ニ記之

一 於鯨ヶ沢御法事從廿五日、廿七日迄二夜三日之内不断念仏

廿五日 日中午刻より 大施餓鬼 終而 弥陀経行道

廿六日 日中午刻より 大施餓鬼 終而 弥陀経行道

廿七日 日中午刻より 大施餓鬼 終而 弥陀経行道

塔婆供養 鏡并鉢読経行道

海中船之内ニ而 水施餓鬼 御経水流シ

仏殿正面位牌 彼国 飢渴聖靈等位

水施餓鬼之時御經木数三百枚枉仏式百本なかし弥陀經読誦鑊并鉢

役付次第

導師住持 侍者伯源

口頭

一 維那役 末寺鶴田村 称光寺

読誦

一 祭文役 長老曇通 末寺廻堰村護念寺

読誦

一 疏役 深浦莊嚴寺

読誦 長老南随

一 過去帳 導師住持 一 鉢役 西関 曇通 浄安寺 一 鑊役 寛随 念立

一 大鞍 護念寺 蓮西

道心者 寛入 蓮心 蓮西 順宗 金光 光入 傾心

右之通石岡弥次右衛門より申越候付御家老中江入御披見候

一 大間越辺其外近在之者共当所ニ有合申候御家人参詣仕候

一 法王寺より町年寄兩人寺内張番之町同心共頃日情を出シ申由ニ而於勝手飯振廻申候

右之通松岡新兵衛申立候付、則御家老中江相達之

一 松岡新兵衛口上書ニ而申立候者、於鱈ヶ沢法王寺方より石岡弥次右衛門迄、此度御法事從廿五日廿七日迄相勤申度之旨申候由、其内拙者当月廿四日之晚彼地江参着仕、右之段私江弥次右衛門申聞候付、御法事兩日与被仰渡罷越候処、此段致相違候、然共此趣弘前江被申上御差図迄者遠方之儀故差支可申様存候、御法事之儀者法王寺勝手次第之様ニ存候之由弥次右衛門江申談候、翌廿五日之朝法王寺拙者江申候者、此度於当寺御法事被仰付候儀、別而難有本望奉存候、依之廿五日逮夜相勤、廿六日廿七日迄勤、同日二者海上江罷出水施餓鬼等茂相勤申度念願ニ候、無左候得者殘申様ニ候由、殊更餓死之者共大願海ニ沈ミ申候得者、此度之御法事二者一入海上江罷出供養仕候得者、拙僧本望奉存候由申候ニ付而尤二者存候得共、拙者儀者此度御役儀ニ付而参御法事中相詰申迄ニ候故差図難成候、兩日之被仰渡相違ニ罷成候、乍然御法事大切ニ被存、廿七日迄被勤度之願無用与者難申候、此段弘前江弥次右衛門被相伺并拙者方より申上候而茂、今日二者遠方御差図之内差支申儀候故勝手次第与存候、其内者拙者相詰申ニ而可有之由挨拶仕候之處、廿七日迄ニ相仕廻申候、右之趣心付不申、早速從彼地不申上候段無調法迷惑仕候旨申立候ニ付、則御家老中江相達之

元禄 15 年 7 月 29 日

一 今度弘前青森鱈ヶ沢三ヶ所亥之年餓死之者共弔被仰付候御入方左之通之由

勘定奉行樋口理左衛門申立候ニ付左記之

一 銀三枚 貞昌寺 一 同式枚 誓願寺 一 同三枚 和尚三人

一 烏目三百文 長老壹人 一 烏目式百疋 長老七人 一 同百疋宛 平僧拾三人

一 青銅三百文宛 道心拾式人 一 銀五枚 賄料 一 青銅式拾貫文 右同

一 黒米三俵 右同

右之通者賄料并布施御座候

一 卒塔婆 八本 一 七流 四拾九本 一 机 式拾壹脚

一 燭台 拾壹本 内 高燭台式つ高四尺五寸五丁台式つ高式尺壹丁台七ツ高壹尺五寸

- 一 木位牌 壹 一 施餓鬼 壹通
- 右六ヶ条入用小訳之表
- 一 壹本三間八寸角 但卒塔婆二入 一 壹本三間九寸角 但卒塔婆落を取三間ノ長机共入
- 一 六本壹丈五寸角 但外婆二入 一 三枚半檜草槓 但經机貳拾脚位牌共入
- 一 拾壹本壹間小割物 但机足貫燭台共入 一 八本貳間小割物 右同断
- 一 貳枚雜木草槓 但施餓鬼棚二入 一 六百枚四尺柁 但四拾九本七流入
- 一 拾五本木舞 但施餓鬼棚二入 一 六枚落縁 但船貳艘之上敷入
- 一 貳拾本三寸小針 但蠟燭立之真二入
- 一 三百六拾本大板付釘 但經机蠟燭立船之敷板施餓鬼棚共入
- 一 三百本小板付釘 右同断
- 一 百六拾五本三寸釘 右同断 一 貳拾五人 大工数 一 六人 木挽工数
- 一 拾六人 鷹之者 一 貳人 町百人小遣
- 一 八寸廻唐竹拾貳本 一 小唐竹貳拾三本
- 一 晒木綿六端 一 丸鏡壹面 一 扇子五本
- 一 大奉貳帖 一 大灯籠貳ツ
- 一 今織帶壹筋 一 仏具鉢壹ツ 一 こう類之菓子壹斗 一 六合四拾八
- 一 供物鉢八ツ

右之通於貞昌寺吊ニ付、布施賄料并諸色入用如斯御座候

青森正覚寺ニ而吊ニ付入用覚

- 一 銀三百七拾目
- 内
- 一 銀貳枚 正覚寺 一 金百疋 油川浄満寺 一 同百疋 今別本覚寺
- 一 同百疋 蟹田専念寺 一 同百疋 奥内清岸寺 一 同百疋宛 平僧四人
- 一 青銅三百文宛 道心拾五人 一 錢九拾七匁壹分三厘 諸色代
- ノ三百七拾八匁壹分三厘 差引 八匁壹分三厘不足
- 一 金百疋 右不足ニ付追而被遣候

外

- 一 米貳俵 賄料 但黒米
- 鯨ヶ沢法王寺ニ而吊ニ付入用之覚

- 一 銀三百七拾目
- 内
- 一 銀貳枚 法王寺 一 金百疋 深浦庄巖寺 一 同百疋西関村浄安寺
- 一 同百疋 廻関村護念寺 一 同百疋 鶴田村称光寺 一 同百疋宛 平僧五人
- 一 青銅三百文宛 道心七人 一 錢五拾目 賄料 一 同拾貳匁 塔婆壹本
- 一 同三匁 経木三百枚 一 同三匁 柁仏 一 同貳拾目 蠟燭
- 一 錢拾壹匁 油 一 同拾五匁 善ノ綱木綿壹疋
- ノ三百七拾目 外 一 黒米貳俵 賄料

右之通弘前青森鯨ヶ沢三ヶ所ニ而吊ニ付、入方如斯御座候旨申立候付御家老中江相達之、右書付者樋口理左衛門方江返之

元禄 15 年 8 月 1 日

- 一 山中次九郎覚書ニ而申立候ハ、於貞昌寺去月廿二日廿三日廿四日迄参銭左ニ申上候
 - 一 廿二日三日両日之参銭五百式拾目
 - 一 廿四日川原ニ而之参銭大方四五百目茂可有御座候得共、川原之内江参銭打申候故寺江者道心共式拾目持参仕候由
 - 一 於青森正覚寺去月廿五日より廿六日迄参銭四百九拾目
 - 一 於鱈ヶ沢法王寺去月廿五日より廿六日迄参銭式百目
- 右之通承合候由御家老中江相達之

当時の弘前藩主は「中興の祖」といわれる四代信政であるが、7月19日条に豊島勘左衛門を通して家老中に仰せ出されたとあるので、藩主信政の発意で執行された供養ということになる。その任にあたる寺社奉行・郡奉行・町奉行への申渡しによれば、「亥年」すなわち元禄8年「大不作」となり、「亥子両年」餓死者が多く、それを藩主が「不便」に思い、弘前の貞昌寺、鱈ヶ沢の法応（王）寺、青森の正覚寺の三か寺で弔うことにしたと説明し、上下の身分にかかわらず、餓死者と「由緒」のある者は勝手次第に参詣するよう促していた。三寺院とも浄土宗で、貞昌寺は同宗の僧録の地位にあった。施餓鬼料は藩が負担し、藩役人の経理・取締りのもとで、領民に公開された餓死供養であった点が特徴である。日記中にみえる八兵衛（杉山八兵衛）、主水（滝川主水）は家老、須藤五郎太夫、大湯五右衛門、丹野序右衛門は御用人である。

貞昌寺では7月22日から24日までの三日間、法王寺・正覚寺では7月25・26日の両日の法事とされ、その法事の次第、経費、詰役人の派遣の様子などが上述の引用箇所から知られる。とくに施餓鬼供養の内容がわかる点が貴重である。貞昌寺は7月24日、駒込川の石渡川原で流灌頂を執行したが、そのさい参詣人数は寺社奉行の報告では6、7万人にも達したとされる。青森町奉行の報告では、正覚寺の過去帳に「親類由緒」の者が書きつけた餓死者の人数は5371人に及び（ほかに帳に付けない者も200人ばかりあり）、両日の参詣は都合8000人余であった。正覚寺の法事次第には流灌頂はみられない。鱈ヶ沢町奉行の報告によると、法王寺側の要望により27日までの二夜三日の法事となり、27日には海上に船を出し水施餓鬼が行なわれている。参詣者の概数は記されていない。「参銭」(散銭)は、貞昌寺が22・23日分520目、24日分400～500目（ただし川原に参銭打をしたので20目）、正覚寺25・26日分490目、法王寺25・26日分200目、と報告されているので、鱈ヶ沢は青森より参詣者が少なく、弘前の6～7万人は実際よりかなり多い数字であろう。それにしても、周辺地域からたくさんの方が集まり、餓死者供養に参詣したことは、魂の救済に藩権力が介入し、人心を把握したことに一定の成功を収めたといえよう。

藩庁日記の他に、元禄15年に執行された元禄8・9年飢饉の7回忌供養を記したものとして、たとえば次のような記録がある。

『本藩明実録・本藩事実集』上221頁（みちのく双書45、青森県文化財保護協会、2002年）

- 一 同（7月）廿二日より廿四日迄去亥年凶作ニ付餓死為供養、貞昌寺誓願寺、青森正覚寺、鱈ヶ沢法恩寺ニおゐて供養被仰付候、石渡川原江両寺出家大勢罷越卒都婆七本立、旗を翻し鐘太鼓を鳴し読経致候、惣奉行、御用人大湯五左衛門、寺社奉行山中次郎九郎寄

合石山喜太夫、諸合張者頭種市又右衛門被仰付、血因之者有之候者焼香致様被仰付、貴賤群集致候

『永禄日記』97頁（みちのく双書1、青森県文化財保護協会、1956年）

七月朔日貞昌寺、青森正覚寺、鱒ヶ沢本恩寺三寺ニ而殿様より、亥年餓死之七ヶ年供養被仰付、親類有之者焼香仕候様ニと被仰付候。但廿一日より三日ノ間也。

弘前藩は天明の飢饉や天保の飢饉のさいにも藩主催による餓死者供養を執行している。天明の飢饉の場合には、天明4年（1784）3月6日から8日にかけて、長勝寺において大施餓鬼が執行された（『国日記』同年2月20日条、2月27日条、3月2日条）。長勝寺は津軽藩主の菩提所、領内曹洞宗寺院の僧録で、長勝寺構という禅林街を形成した。施餓鬼の他にも、江戸の津梁院からの守札・加持土砂の領内配布（『国日記』同年4月28日条）や、藩主側近の追善供養廻郷が行なわれている（同年9月12日条、『津軽歴代記類』『天明日記』『津軽編覧日記』『天明（年度）凶歳日記』『平山日記』『新岡累代日記』など記録多し）。前述の旧稿『飢饉の社会史』で詳しく取り上げたので詳しい紹介は省略する。

天明飢饉の年忌法要としては、天明5年月日不詳、革秀寺・本行寺において大施餓鬼執行（『国日記』天明5年7月13日条）、天明7年5月15日より6月6日までの三七日、長勝寺において追福大施餓鬼（『国日記』天明7年4月15日条、『御用格（寛政本）』）、ただし地震・時疫・餓死合わせた供養）、寛政元年（1789）閏6月18日・19日の報恩寺・貞昌寺における追福供養（『国日記』同年閏6月17日条、『御用格（寛政本）』）、寛政7年月日不詳、両寺施餓鬼供養（『国日記』寛政7年7月8日条、『御用格（寛政本）』）、寛政11年2月12日より15日までの二七日、長勝寺において五穀成就・餓死供養（『御用格（第一次追録本）』）、文化3年（1806）5月25日より6月16日まで三七日、長勝寺において天明卯辰死亡その他の追福大施餓鬼（『国日記』同年5月12日条）、文化3年7月14日より20日まで、深郷田村善導寺において入仏・餓死供養（『御用格（第一次追録本）』ただし、以来餓死の文言書き入れないよう命じられる）、文化6年8月17日より26日まで国家安全、餓死など長勝寺において大施餓鬼（『国日記』同年8月14日条、『御用格（第一次追録本）』『本藩明実録・本藩事実集』）、天保3年（1832）5月25日より三七日、長勝寺において卯辰死亡の者、その他の追福施餓鬼（『本藩明実録・本藩事実集』）、同年7月16日より22日まで一七日、薬王院において施餓鬼供養（『国日記』同年7月11日条、『御用格（第二次追録本）』）、天保4年4月1日より3日、長勝寺・報恩寺において天明3・4年餓死者など大施餓鬼（『国日記』同年3月24日・27日・28日条、『御用格（第二次追録本）』）、といった事例が知られる。

天保飢饉の場合では、天保10年（1839）10月10日、長勝寺で凶作による郡中死亡者の追善供養が執行されている（『国日記』同年10月8日条）。ただし、「一日軽供養」とされ、元禄や天明の場合のような大掛かりな供養ではなかった。

2 弘前藩の場合（2）一蝦夷地犠牲者などとの共同供養

前節で簡単に紹介した弘前藩の天明飢饉の餓死者の年忌供養にあたっては、他の事変による犠牲者との共同の供養として執行されていたことが特徴としてあげられる。『弘前藩

序日記（国日記）』などから該当箇所を引用しておこう。

文化6年8月14日

覚

於長勝寺去寅年御法会之節町々より法華經大般若經奉納、此節打揃候ニ付御国家御安全祈禱其外地震時疫餓死之者とも為追福、来ル十七日より廿六日迄大施餓鬼致執行候旨、依之御郡内志之者参詣致候様同寺申立之上被仰付候間、右之趣向寄可被申触候、以上

八月

御目付中

天保3年5月12日 『本藩明実録・本藩事实集』下130頁

同十二日、於長勝寺来ル廿五日より三七日之内、天明卯辰兩年死亡之者并昨年水死之者、其外先年地震時疫飢饉疱瘡及松前ソウヤやエトロフ、シヤリニ而死亡之者追福千部供養執行大施餓鬼ニ付、志之族ハ参詣手向等致候様御触九浦ニ御用状ニ而被仰付

天保3年7月11日

一 薬王院申出候、去ル天明卯辰兩年死亡之者并其後松前於蝦夷地死亡之者为追善、此度当院ニおゐて来ル十六日より同廿二日まで一七日之内、自分物入を以拙僧初寺庵弟子とも不殘罷出密法護摩供ならひ施餓鬼供養仕候之旨承届之

天保4年3月24日

一 天明三四年於御郡中餓死之者并文化四五年松前奥地に而病死之者多有之に付、此度侍従様以思召於両御寺大施餓鬼供養被仰付候、右ニ付銀十枚充被下置候、此旨御申付可被成旨寺社奉行江申遣之

一 右銀子開發方御備金之内より渡方之儀郡奉行江申遣之

天保4年3月27日

一 来月朔日より三日之内侍従様以思召、於長勝寺報恩寺天明三四年於御郡中餓死之者并文化四五年松前奥地ニ而病死之者大施餓鬼供養被仰付候間、勝手次第致参詣候様此旨可被申付旨、夫々申遣之

天保4年3月28日

一 寺社役申出候、此度於両御寺天明三四年御郡内餓死之者并文化四五年松前奥地ニ而病死之者大施餓鬼被仰付候ニ付、来月朔日より三日迄執行之旨申出候ニ付、詰合御目付壱人寺社役壱人御徒目付壱人張番足輕四人詰合可被仰付哉之儀、伺之通被仰付之

これによると、文化・天保期には、天明飢饉の餓死供養と合わせ、地震・時疫・疱瘡の死者、および文化4・5年（1807・1808）の蝦夷地出兵者の病死者に対する供養が行なわれており、対象者が拡大している。とりわけ文化4・5年の蝦夷地での犠牲者の慰霊が餓死供養と並び重要視されていたことが窺われる。弘前藩で死者を出した地震としては明和3年（1766）のものが知られ、潰死989人、焼死283人を数えた（『要記秘鑑』、『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会、1995年第5刷）。また、寛政4年（1792）鯨ヶ沢・深浦で20人ほどの犠牲者が出る地震があった。こうした被害地震が念頭に置れているのだろう。

文化6年、あるいは天保3年（1832）に近い時疫、疱瘡では、寛政10年「当夏疱瘡流行、

死亡之小児夥敷、弘前計も千人余死候由」(『本藩明実録・本藩事实集』中、みちのく双書46、青森県文化財保護協会、2003年)、文政4年(1821)「七月上旬より痢病流行、此間別而怪我多く、昨日杯ハ、長勝寺構へ計葬式三十六相送候由、弘前計にて千八九百人死候由申候」(同下、みちのく双書47、2004年)などといった流行年があった。

天保3年の供養にみられる昨年水死の者というのは、天保2年には該当するような大きな水害はなかったので、一昨年天保元年8月16日・17日の大洪水のことだろう。『津軽歴代記類』下(みちのく双書8、青森県文化財保護協会、1959年)に、「八月十六日、岩木川水樋口村上之土手破れ、下町通一円、惣土手水越ニ相成、暫時流失家数多有之死亡三拾九人、公にも殊之外御心痛被遊色々御差図…」とあり、39人が死亡したという。「白髭以来之大洪水」であると認識された(『本藩明実録・本藩事实集』下)。東北地方の白髭水伝承については、かつて「白髭水伝説の再検討」(『真澄研究』2、秋田県立博物館・菅江真澄資料センター、1998年)で論じたことがある。

文化4・5年の蝦夷地犠牲者は文化3・4年のロシア人によるカラフト・エトロフ来寇事件(フヴォストフ・ダヴィドフ事件)のさい、幕府の軍役動員によって蝦夷地に派遣された弘前藩の警備隊の人々である。文化4年は松前、江差、ソウヤ、シャリ、エトロフに派遣され越年した。『本藩明実録・本藩事实集』中によると、文化5年2月16日、「去年より松前ニ而及死亡候者之為、三日之内於長勝寺供養被仰付、相果候者之家内参詣致候様御触有之候」とあり、犠牲者の身内を参詣させた藩主催の供養が執行されている。それより間もなくして、さらに犠牲者の報が伝えられた。同史料によるが、2月25日「松前ソウヤより飛脚着、シャリ詰百人之内、十二月中二十六人相果、其外不残大病之由、達者之者漸八人、正月四日附、…」、3月5日「去月四日附、松前ソウヤより飛脚着、同所詰廿四人相果候旨、シャリ詰百人之内、侍分三人相果、足軽小人ニ而四十九人相果、其時も大体寝臥居候体、誠ニ哀なる有様ニ有之由」であった。オホーツク沿岸のシャリ(斜里)の様子は『松前詰合日記』(津軽藩士殉難者の慰霊碑を建立する会編集、斜里郷土研究会発行、1973年)に詳しく、100名のうち72人が病死した。警備隊の人員は百姓・町人身分の者に支えられていたことが明らかにされている(浅倉有子『北方史と近世社会』清文堂出版、1999年)。

3 八戸藩の場合

八戸藩の寛延の飢饉は「猪飢渴」と呼ばれているように、冷害に獣害が加わった飢饉として知られている。寛延2年(1749)、八戸藩に「無縁塔法施供養回向」を願った法光寺は名久井岳山麓にある北条時頼の回国伝説を持つ、領内曹洞宗寺院の僧録である。関連記事は8月22日条、10月20日条、10月30日条、11月1～3日条(以上『八戸藩日記(御目付所)』八戸市立図書館所蔵)、9月1日、10月19日、11月3日(以上『勘定所日記』)にみられるが省略した。法光寺の願いは認められ、『勘定所日記』11月3日条によると、「根城あまばしり先キ根城通左り之方ニ而無縁所被仰付、右之場所大道きはより式間相除キ奥行拾四間、幅拾八間」の場所が与えられ、普請のため藩から材木が支給されている。普請人足などの入用諸式も藩が負担した。この無縁亡所の場所となった「根城あまばしり先」は八戸城下の西はずれ、現在、岡沼地蔵の有無万霊等(寛延3年3月16日、施主廿三日町泉

沢茂兵衛)のある場所であろうか。旧地番は大字根城字無縁塚と呼ばれた所で、寛延の飢饉のさいの餓死者を葬った「非人塚(墳)」であった(藤田俊雄「八戸の餓死供養塔について」『東北民俗学研究』3、東北学院大学民俗学OB会、1993年)。「飢饉卯辰築」は、「其時の非人墳は、雨走の先、今の無墳寺是也、未年(宝暦元年・1751)三月廿七日御領内の寺院相集り施餓鬼供養有之、石塔の施主は和泉屋茂兵衛と申者也」と記しており(山田泰子史料紹介、『八戸市博物館研究紀要』12、1997年)、右の推定で間違いあるまい。ただし、供養塔自体は法光寺の願とは直接関係がないといえよう。

宝暦6年の史料は、宝暦飢饉の餓死者(無縁)の死骸が埋葬されずに川に投げ捨てられ、それが湊村に流れ着き「海中穢」になるというので、乙名・名主がその葬り場所の候補地をあげて願ったものである。浜方の不漁が懸念されたのであろう。

天明・天保の飢饉では、長者山の山寺(浄土宗天聖寺の管理地)に無縁の餓死者が運ばれ大穴に葬られた。卯辰の天明飢饉の餓死者について、天明4年(1784)、寛政7年(1795)、文化3年(1806)、文化12年、天保3年(1832)の年忌法要が寺社奉行の管轄で、城下主要寺院「十ヶ寺」に命じて執行されたことが『藩日記』によって知られる。在々の百姓は勝手次第に参詣すべしと、公開された餓死供養が特徴であった。とくに50回忌にあたる天保3年の供養は大々的に行われ、その様子が『八戸藩遠山家日記』(青森県文化財保護協会、1991年)や『永歳覚日記』(西町屋文書、八戸市立図書館所蔵写真帳)にやや詳しく記されている。施餓鬼船が湊川から海へ流されることになり、そのために十ヶ寺の駕籠行列があり、山伏も加わり賑々しい様子であったという。

山寺には現在、天明飢饉の「三界万霊卯辰供養塔」、天保飢饉の「天保戌亥両歳餓死精霊供養塔」(文久2年2月19日造立、施主大工町植村忠三良)、「三界万霊 天保七八九餓死幽魂等」(慶応3年3月供養)の3基の天明・天保の供養塔がある(藤田俊雄「山寺の餓死供養塔について」『八戸地域史』26、八戸歴史研究会、1995年)。文久2年(1862)の史料(『天保九戌十亥年飢饉録』青森県立図書館所蔵)は、右のうち「天保戌亥両歳餓死精霊供養塔」の建設の経緯を記したものである。それによると、天明のものは「上様」(藩主)によって建てられたが、このたびは施主植村忠三郎が私費を投じて建設し、大施餓鬼供養の布施・諸入費も負担したという。明治16年(1883)8月、天明卯辰餓死・天保戌亥餓死五十年忌の大施餓鬼や、その後地震によって転び立て直したという事実も見逃しがたい。

寛延2年8月16日 『八戸藩日記(御目付所)』

乍恐以書付奉願上候事

一 唯今迄以御慈悲、倒死仕候者等最寄之寺院江仮葬被為仰付、乍恐御隣愍之御儀奉存候、隨而奉願上候、此末無縁邸所被為仰付被下置度奉存候、左候ハ、拙寺無縁塔法施供養回向仕度奉願上候、右之趣宜被仰上可被下候、奉頼候、以上

寛延二年巳八月十六日

法光寺判

寺社奉行宛所殿付

宝暦6年2月12日 『八戸藩日記(御目付所)』

一 葬場願人湊村乙名共名主より願出候者、凶年ニ付別而湊村困窮及渴命候者相見得候由、仍而餓死茂数多有之候ニ付、此節死骸葬兼川江流入申候而者海中穢ニ茂相成候間、死骸葬

兼候者川々より流寄申候者見当次第葬申度候、依之湊上之山庵主火葬場所之内江穴掘置無縁之者葬申度ニ付御田地障ニ茂相成不申様御通筋ニ茂無之故、右之場所被仰付被成下度旨以書付願出之

天明4年10月4日 『勘定所日記』

一 長者山於山寺餓死人供養来七日有之候付、在々江参詣勝手次第与御沙汰有之申達之

寛政7年6月1日 『勘定所日記』

一 去卯年餓死之者共十三年相成候ニ付、供養被仰付被成下度旨御内々申上ル

寛政7年6月12日 『勘定所日記』

一 来ル十六日十七日、長者山念仏堂ニ而卯年餓死之者共為供養十ヶ寺江被仰付候ニ付、在々参詣之儀ハ勝手次第被仰付、御代官江申達ス

文化3年7月1日 『御目付所日記』

一 来ル五日より六日迄、於山寺餓死供養十ヶ寺江被仰付、寺社奉行ヲ以豊山寺江申達之

一 同断ニ付拾五貫文施料被成下

文化3年7月3日 『勘定所日記』

一 卯辰兩年餓死供養明五日六日兩日於山寺十ヶ寺江供養被仰付、依而右兩日共五御代官申合式人□(宛カ、虫喰)詰被仰付、在々御百姓共勝手次第参詣□□(之儀カ)申達

一 右詰場所前例棧□□被仰付ニ付申上御吟味申遣候様御沙汰有之□□□壺間ニ式間半之囲之旨申遣之敷物者下ニテ取計候由

一 御代官上下着用、若党草履取鎗持上下四人前例ニ付、伺之上心得申達、寛政十一未十一月御日記ニ者上下式人と斗有之候得共、吟味相伺右之申達ス

文化3年7月7日 『勘定所日記』

一 於山寺卯辰兩年餓死供養、去五日六日兩日五御代官相詰、昨夕供養無滞相濟引取候旨申有之、其旨今日申上

文化12年4月25日 『御目付所日記』

一 天明三卯年餓死人共、当年は三十三回忌相当ニ付、於山寺餓死供養執行之儀十ヶ寺江被仰付、尤諸入用錢貳拾貫文被成下外諸品御渡、此節諸色高直ニ付迷惑之筋も有之趣申出之趣意も有之、猶別段錢三貫文被成下、都合貳拾三貫文御渡、右何れも南宗寺江以寺社奉行被申達之

文化12年4月25日 『勘定所日記』

一 来廿九日晦日天明三卯□…□(虫喰、以下同)供養十ヶ寺江被仰付於□…□供養有之ニ付、五御代官申合右場所詰被仰付候間可申達旨寺社奉行より申遣有之申達、尤文化三年□…□供養之節相詰候通□…□相心得候様申達之

一 寺社奉行より合式貳拾三貫文諸雜用之代相渡候由、玄米別段□無之

文化12年4月26日 『御目付所日記』

一 天明三卯年より三拾三ヶ年ニ付、餓死供養拾ヶ寺江被仰付候処、来ル廿九日晦日兩日執行之旨寺社奉行申出之

文化12年4月30日 『勘定所日記』

一 於山寺餓死供養無滞相□…□(虫喰)候之旨五御代官詰之族届有之、其旨御□□申上之

天保3年3月28日 『御目付所日記』

一 来月六日より八日迄於南宗寺御代々御祖霊様為御供養之天明卯辰亡霊供養大法会被成

御執行候旨以寺社奉行上使南宗寺江被申達之

天保3年3月29日 『御目付所日記』

一 来月六日より八日迄、於南宗寺御代々御祖霊様為御供養之、天明卯辰亡霊供養大法会御執行、十ヶ寺近廻□…□（虫喰）御領内中惣寺院并□…□供養被仰付、以寺社奉行被申達之

一 右同断ニ付、懺法執行被仰付、導師法光寺先住泰亮被仰付、法光寺江以寺社奉行被申達之

天保3年4月6日 『八戸藩遠山家日記』347頁

一 於南宗寺今日より八日迄、御先祖様御法事并俄死供養大法会被仰付、御領内出家不殘相詰御執行有之、接待等も有之、右ニ付今日八時より七時迄之内、御刀番以上参詣被仰付候ニ付、八時過熨斗目上下、若党草履取召連参、明日は殿様御仏詣も有之筈、我等儀も五時より相詰、御焼香致候様被仰付

一 若党は多膳殿より致御無心

天保3年4月7日 『八戸藩遠山家日記』347頁

一 今朝五時南宗寺へ相詰、殿様九時被為入夫より午時之勤行施餓鬼相始、右相濟御帰引続御焼香相始、七時相濟罷帰昼時赤飯被下、八時御茶漬被下

一 手廻共も不殘参詣為致ル

天保3年4月8日 『八戸藩遠山家日記』347頁

一 今日施餓鬼船、湊川より海へ流シニ付、南宗寺より町組、荒町より大町通、拾ヶ寺駕籠行列にて通行有之、五ヶ寺は先箱も有之、出家計にて人数不足ニ付、山伏も加へ誠ニ賑々敷事也。

一 手廻共行列為見物、河内屋へ差遣、我等義は空人殿、戸殿同道にて湊へ見物罷越夜五時罷帰

天保3年4月 『永歳覚日記』三番

当四月於南宗寺去ル天明三四卯辰兩年饑饉餓死亡霊供養之ため大法会御執行被成候節、施食会御入用之餅米代小豆代接待茶屋之入方左之通手形ニ而相下申候

一 金四拾七兩三步ト錢三貫八拾壹文

内

金五兩ト三百四文者御施行場并接待茶や両所棧敷仕入方長吉徳助七兵衛払

金四兩貳歩ト六百廿四文者御施行場并接待茶や両所之棧敷造花入方并掛行灯入用手間代、万之助安兵衛平太郎払

金三拾兩貳歩半切六百八拾八文者餅米三拾貳石貳斗六升代 但壹貫文ニ付壹斗五升之直、兩替七貫文

金貳兩三步ト三百拾九文者小豆三石九斗壹升四合之代貳斗之直、兩替七貫文

金五兩ト貳百九十文ハ

内五百文 黒わん甘

三百十貳文 へら五十本

三百文 草り

貳十六貫五百十九文 半紙十メト八百枚

壹貫八百廿五文 晒白貳反ハ手拭入用

四貫三百九拾拾四文 茜四反ト壺丈四尺 たすき入用

ノ三拾三貫九百五拾四文

合而右之通御下被下慥受取申候 以上

辰四月 石橋文蔵

天保3年 『遠子春秋録』38頁（『岩手の古文書』二、葛巻編、1999年）

天明年中饑饉ヨリ今年五十回ニ付於南宗寺國中ノ僧徒聚大施餓鬼供養ス、道師前法光天瑞
禪師、四月六日ヨリ八日マテ三日ナリ

天保10年7月1日 『勘定所日記』

一 白銀福昌寺ニ而此度海岸通ニ有之候人骨供養被仰付、右骨取集同寺江差出候様御沙汰
ニ付浦々江申達、右ニ付人足入用次第差出候様是又御代官江申達

天保11年9月19日 『勘定所日記』

一 於山寺渴死供養被仰付候ニ付、三郷より骨捨差出、山寺之内江大穴堀有之候間、右江
埋入其旨申出候様八戸廻、名久井長苗代御代官江申達、尤来月十日迄之内

文久2年 『天保九戌十亥年飢饉録』

一 此時（天保5年一揆）是川村田や役鍛冶丁忠右衛門廿七八才之時頓而御用ニテ制役人
御供ニテ袖中居迄出張之由

（中略）

但此忠右衛門是川村田や役転役ニ相成、是川村名主役相勤、其後八戸廻入作名主ニ転シ、
都合四十ケ年勤功ニ相勤候由、此忠右衛門天保之飢饉中、是川村方之貧民及餓死人ヲ度々
取扱、慘状申分無之事を心得居、其後文久二年ニ大工町ニ居住之時忠三郎ト改名致居、勤
役中御上江願之上、長者山下山寺江天保戌亥供養之石塔相建候事、但し文久二年ニ者忠三
郎ト申五十二才之時也、但し此忠右衛門ニ者当明治廿六年中三日町住植村彦八五十才実子
ニテ二男ニ有之候

文久2年 『天保九戌十亥年飢饉録』

一 前々記し置タル通天保四巳同五午豊作、同六未同七申同八酉同九戌都合凶作五ケ年凶
作打続タル故ニ、天保九戌同十亥とし六七月迄之頃、別而戌亥兩年ニ者俄死夥しく有之タ
ル由、然ニ植村忠三郎其頃廿八才斗ニテ、其節者苗字用ヒル事無之事也、鍛冶丁居住是川
田屋忠右衛門ト申タル時、是川郷村之者俄死致シタル者夫々葬方等之義ニ付、奔走して取
扱実慘状便然之義深く感得致居タル故に、左之通天保戌亥餓死供養塔建設致し置候事、其
節者八戸二万石城主南部遠江守信順様御代也

一 長者山下山寺ニ天明卯辰餓死供養塔有之、右者先刻ニテ御上様ニテ建設被成来居候処、
大工町入作名主役勤役中忠三郎御上様ニ御差支無之候ハ、天保戌亥餓死供養塔此度ニ限
私相建申度候間被仰付被成下度旨、寺社兼御町奉行様江願上被仰付、左記之通建設候事
下山寺境内ニ建立、但明治廿六年ニ者村名改正ニテ長者村字長者山下ト申也

「(碑の図あり、碑分のみ掲出)

文久二壬戌載 導師 天聖寺十六世善譽上人

大慈寺十七世宣隆和尚

南无阿弥陀仏 天保戌亥両歳

餓死精霊供養 塔

二月十有九日

当山住洞斎翁東充謹書

施主大工町 植村忠三郎主処 』

此東充ト申和尚者尾張国ヨリ来リ大慈寺ニ設立の一切経の紐解キシタル大智識ノ人也
山寺住ヨリ市川村ノ寺江大ごとト二人移リ居、市川ニテ死亡ス

前記ノ通忠三郎上江願之上是川村地嶽沢ト申所より文久二壬戌年二月人足七拾人程ニテ引
賦相建候、同年六月八戸近方之寺々之住職和尚何れも本人斗十七人相頼大施餓鬼供養致候
事、其節之布施及諸入費忠三郎一人持之事ニ候也

大工町忠三郎五十二才 長男彦次郎廿一才
二男彦太郎十九才
後改彦八也

前記之通ニ有之処

然ニ

一 明治十六癸未年旧八月

盛岡大仙寺住職旭教正 八戸天聖寺江参タル時

八戸 天聖寺 せ工藤

天明卯辰餓死百年忌

天保戌亥餓死五十年忌大施餓鬼供養天聖寺ニテ取行タル節、其時植村彦八三日町廿七番地
ニ居住木綿営業中、尤其節ハ忠三郎死後也、本家大工町住兄彦次郎不在之由ニテ天聖寺よ
り直々山寺江参可申ト申参候ニ付、早速参候処、大仙寺天聖寺和尚之外ニ参詣人男女ニテ
百人斗参居タル前ニテ天聖寺和尚申二者、其元之本家兄彦次郎殿不在之由ニ付申遣候間、
亡父忠三郎殿此供養塔被相立候ニ付、其元本家之名代ニ相成焼香被成度ト被申候ニ付、畏
而第一番ニ焼香致候事

但此時彦八心中にハ扱不思議之因縁有之者哉、餓死人之供養塔江第一番ニ焼香花事者是も
親父忠三郎之立タル為に下拙ニ因縁して斯也と心得候事、其為に子々孫々之者ニ為心得申
度所存ニテ爰に委細記し置候也

一 此供養塔明治十三年ニ地震ニテ転ビ、彦八人夫ヲ頼立直し置

一 又明治三十四年ニ地震ニテ転ビ右同断 但し其度毎に三四円つゝ掛

4 盛岡藩・仙台藩などの場合

他の東北諸藩における飢饉供養は弘前藩や八戸藩ほどには丁寧に調査・収集していない
が、以下のような事例が目に残った。

盛岡藩では、盛岡城下の寺院に命じた餓死供養の他、天明飢饉のさいの三戸通斗内村の
千人塚供養塔造立および供養の経緯を記した「覚」が注目される。文中に「私」「拙者」
と出てくるのは、「卯辰飢死渴亡無縁塔」（天明5年10月25日）に施主として刻まれている
栗谷川藤衛門（三戸給人）である。山野道路に散乱する髑髏を一首24文で藤衛門が引
取り、それが千数にも及んだので、辰（天明4）年11月22日から28日まで林泉寺にお
いて供養を執行し、初年より七年忌まで毎年供養してきたという。供養の作法、法式読経
の内容も記されている。また、天保3年（1832）の記事は、天明飢饉餓死者の50回忌に
あたり、花巻の松庵寺で大施餓鬼法会を執行したときのものである。松庵寺の山門前には、

現在も宝暦・天明・天保の飢饉供養塔が9基ほど建っているが、松庵寺門前に「疲人小屋」が設けられたことに由来している。

仙台藩の場合も、天明飢饉の33回忌や50回忌が藩の関与によって執行されていたことが知られる。また、弘前藩でみたように、餓死供養と蝦夷地死亡者の供養とを同時に行なっている例があった。天保13年、松島見仏庵で天保7年の飢饉と文化年中の蝦夷地警衛の犠牲者の大施餓鬼念仏修行がそれである。天保飢饉のなかでも仙台藩はとくに天保7年から翌年にかけて石巻地方を中心に餓死者を多く出した。文化年中というのは、文化5年(1808)、仙台藩がエトロフ、クナシリ、箱館に人数を派遣したときのことをさしているが、クナシリ島では80人余が栄養不足による腫病(紫斑病)で死亡するという、弘前藩と同様の犠牲者を多く出していた。供養の面からも蝦夷地警備が東北諸藩にとって大きな負荷であったことがわかる。

〔盛岡藩〕

宝暦7年8月 横川良助『飢饉考』500頁(『日本庶民生活史料集成』7、三一書房、1970)

一 飢饉餓死人無縁有縁供養当月廿七日東禅寺報恩寺永祥寺円光寺四ヶ寺江被仰付。一ヶ寺江御蔵貳駄金三両つ、御布施賜之執行

寛政2年頃 『三戸通斗内村千人塚供養塔覚書』604頁(『青森県史』資料編近世4、青森県、2003年)

覚

一 三戸郡斗内村普門山林泉寺、宗旨者曹洞宗ニ而、本寺八戸御領内名久井村法光寺、同寺拾貳代慶門和当(尚)、元録年中当寺開山ニ請待、開闢より只今迄百一年、現住胤龍和当迄七代罷成候、然ル所去ル天明三卯ノ年凶作ニ付、翌辰ノ年ニ至、山野餓死之者数多有之、同年秋豊作ニ至候而、所々街頭ニ鬻饑有之、右体之者ハ一円無縁之輩ニ而、預廻向ニ候事も有之間敷、見及聞及格別痛入候事存候而、何卒山野道路ニ散乱仕候鬻饑、同依飢困渴輩被申含持参候ハ、一首価貳拾四銅遣候定ニ而、段々千数ニも相充、供養支度心懸、私菩提所右林泉寺現住和当江志願之趣懸合候処、尤可然様得相談、供養日限最前迄千首買集、右代錢貳拾五貫文者為無縁供養拙者より相出、和当江御渡相充候処ニ而、於林泉寺辰ノ十一月廿二日より同廿八日迄、一七日中供養仕候、右供養作法之義者、隣寺田子村耕田寺和当差図ニ而、道場高サ三尺広七尺、四方ニ棚を飾、四拾九院之仏四方江相立、正面地藏尊本尊、無縁万霊之大位牌を立、千之鬻饑を棚之四方へ相並置、依之莊嚴五色之幡、赤白之真はた等相懸、供物品々相備、昼夜六度之勤行大施食と申被執行、同郡関村洞円寺和当、三戸久慈町龍川寺和当、相内村清光寺和当、田子村耕田寺和当、当村林泉寺和当ニ而導師被致、初年相勤候、尤参詣群集之事故、盛岡報恩寺江も御届申上候様ニ和当江御頼申候、猶又乍御内三戸御代官江も林泉寺和当并拙者よりも申上、警固御同心兩人宛被仰付、御見廻火ノ元用心等被仰付被下置候、此節他宗御寺院方道場江御見舞、御焼香御廻向有之候、辰ノ年より午ノ年迄三ヶ年中、寒夜三十日在家老若志之輩相勤メ、為供養廻ハ五穀成就、諸々祈祷百万遍無解怠相勤申候、右寺院方上下之者諸賄等、拙者より相出申候、参詣数人散物、或者寄付灯明錢、彼是諸方より之寄錢六拾貫文有之候を以、蠟燭・油紙都而供養莊嚴之入方相用遣払、残而拾貫文有之候を以当村之中飢死無縁塔ト書記シ石塔相立、残三貫

文有之所林泉寺江納申候、尤隣寺方江布施等も右之内より相出申候、右者初年、武ヶ年、三ヶ年并戊七年迄、右之通和当方御頼申候而供養廻向仕候、其節之入用之品不足之所、拙者より相出、初年より七年忌迄、其節々卒塔婆相立申候

一 法式統（読）經之義者、大施食、水施餓鬼、懺法歎仏会一部法花流勸請等之由、各被執行、初年鬻體入送候棒江肩を被懸、参詣老若者懸念仏ニ而埋候場所迄葬式相調引導、水施餓鬼等被執行候、右千人之供養荒増如此御座候、以上

天保3年10月3日 『花巻城代日誌』259 - 260頁（『花巻市史』資料編17、花巻市教育委員会、1986年）

天保三年痲人供養

口上之覚

拙寺境内江去ル天明三卯年凶作ニ付、同四辰年痲人為御救痲人小屋被仰付候処、小屋ニ而死去仕候者とも当年五十回忌相当申候、依之右無縁之精霊為菩提来ル十六日より十八日迄二夜三夜不断念仏修行及、十八日結願大施餓鬼法会相勤申候、此段御訴申上候、以上

十月三日

松庵寺

神山男也殿

宮野数馬殿

覚

一 御代物式貫文

右者天明三年凶作ニ付松庵寺門前において痲人小屋被仰付御救被成候得共相果候者共、当年五十回忌ニ付松庵寺来ル十六日より十八日迄法会供養仕候段申出候付、為御手当被下候間、御城銭之内より御渡可被成候、以上

天保三年十月五日

加太田保人・四戸彦作・太田新八郎・簡良作・宮野数馬・

神山男也（連名）

御代物所

天保3年閏11月9日 『花巻城代日誌』262頁

天保三年無縁供養届

口上之覚

拙寺末庵鍛冶町如来堂於勝行院明十日晩より廿日晩迄、天明三四兩年無縁五十回忌勤行供養并説法執行仕候間、此段御訴申上候、以上

閏十一月九日

広隆寺

神山男也殿

宮野数馬殿

天保6年7月25日 『篤焉家訓』527頁（『宮古市史』資料集近世五、宮古市、1989年）

七月廿五日、於報恩寺凶作ニ付死亡痲人供養有之、石塔建集会出家百人程、右ニ付近在百姓共農事休候様肝入より相触ル

〔矢島藩〕

天保5年11月 『鳥海町史』531頁（鳥海町、1985年）

天保五年十一月、矢島藩領内の寺院で、無縁の餓死者の供養が行われた。その時の数は、龍源寺一五一人、高建寺四〇人、祥雲寺四二人、泉秀寺（老方）一七五人、蔵立寺（蔵）

一九八人、慈音寺三三八人、正重寺一二八人、合わせて一〇七二人となっている（木村昌二家文書）

〔仙台藩〕

天明5年3月8日 『年代記（加納家の記録）』707頁（『石巻の歴史』9、石巻市、1990年）

一 三月八日真法現住恵通和尚御発願、去年死亡者共一村葬、郡中島浜共無主靈魂ニ施餓鬼御修行、出家三十四五人集、初而志御用被下候事

寛政12年4月 『穀町検断佐藤利兵衛勤功書』（『市史せんだい』15、仙台市博物館、2005年）

一 天明年中大凶作之砌、死亡ニおよひ候者共、有縁無縁共ニ拾七回忌寛政十二年ニ相当り申候ニ付、利兵衛儀心付を以御町内指立候者共へ□度由、利兵衛儀御町内指立候者共へ相談仕候処、何レも相服シ、利兵衛を始御町内より夫々ニ施物相出シ、同年四月荒町裏之常念寺ニおゐて施餓鬼供養仕候、其節ハ利兵衛儀御町内之者共同道ニ而同寺江罷越居、尚又御頼仕候和尚方江ハ御布施として金拾切指上、且境内ニ罷有候非人乞食等江も夫々ニ手当施行仕候、右之通取計候も利兵衛儀深切ニ心付候方より之儀と奉存候御事

文化7年4月11日 『伊達治家記録』（宮城県図書館マイクロフィルム）

十一日大年寺ニ於テ天明三年餓死ノ者二十七年忌辰冥福ヲ資ケ施餓鬼ヲ行フ

文化13年4月10日 『伊達治家記録』

十日大年寺ニ於テ天明四年餓死ノ者三十三年ニ丁タル冥福ヲ資ク

天保3年2月24日 『永代留』401頁（『角田市史』3史料編、角田市、1986年）

一 天明三年大凶作之砌、及飢渴死亡絶後ニ罷成候者有之候処、御当年五十回忌ニ付村町為供養、今廿四日於長泉寺施餓鐘供養御郡方より成下候段、大肝入より首尾合ニ被成下候段、本郷肝入相達候事

二月廿四日

一 右同断

御手前様よりも被成下候事

二月廿六日

但シ、同寺へ参詣之者共へ、赤飯被下候事

天保8年3月 『天保飢饉録』104 - 105頁（『仙台郷土資料』無一文館、1931年）

天保八年三月御城下三浦友甫石之巻より帰り来りて云、石之巻本町御仮屋横丁裏町の方え向車付たる大唐櫃五人にて押くるあり。然に石橋につき当件のから櫃さかしまにせし処、内より裸なる死骸八九人出たりと語る。是は其辺餓死の者共、永巖寺に持参葬所なりと承る。誠にあわれと云も尚余り有、此寺の西裏に大石を立て天保七八飢饉亡霊、有無両縁三界万霊と刻める塚あり。是は此所之者餓死するにしたがへ幾人共なく一穴に捨置、追々土を覆、碑を立たる所なり。實にかなしむべき事なり。其頃は半日も旅行すれば、路傍に死骸を見ざることなく、検使の役人取都（とりすべ）と云事もなく犬からす喰さき醜氣鼻をさすに至り、止事を不得、路傍に埋などしてそこゝの取都なり。婦女子見聞して往来すれ共おそろし共思わず、淋しかりし事共なり。

天保13年5月 『天保十三年御用御触書書留帳』246頁（『柴田町史』資料篇Ⅱ、柴

田町、1986年)

写

松島見仏庵ニおゐて天保七年凶歳死去并文化年中蝦夷地ニ而死去之者供養共ニ当、七月十六日より日数三日大施餓鬼念仏修行之儀、瑞岩寺より被相願、無異儀同寺へ被仰達候旨、御奉行衆御下知之趣順々被仰渡候間、各其心得可在之候、尤右ニ付諸首尾合等之義も不相立得候得共、一ト通り肝入共へも申渡候事ト、此段申遣候、以上

秋 奎之丞

五月

刈田、柴田 大肝入衆中

右写之通被仰渡候間申渡候条、小前之者ニも無落申渡、首尾可被申候、以上

大肝入 眞壁新七

六月四日

舟迫村より成田村迄

右御村々 肝入、検断衆中

〔新庄藩〕

天保6年4月1日 『天保年中巳荒子孫伝』290頁(『近世饑饉志』学芸社、1935年)

四月朔日当時は沼野台龍泉院にて無縁供養相頼候<(割注)但し清水興源院角川広際院>三箇寺最中赤飯持寄にて、志し次第布施物は壺箇寺へ三百文宛<良助組頭>中相給賑々敷供養相済候、赤松村同日東漸院にて<地内東光寺様富田林昌院様>三箇寺供養、拙者組頭参詣に賑々敷執行相済せ…

〔上山藩〕

天保4年 『上山見聞随筆』上114-115頁(『上山市史編集資料』18、上山市、1976年)

一 高橋庄三郎(豊昌氏)高橋善輔其外の有志者憤激して窮民を救はれ薬師庵に於て粥をたいて飢渴の者をすくはる此外有志者も時々すくはれしなり、されとも飢者多く他国他方より追々さまよひ来り乞食するといへとも扱ひの手に及ひかたく路頭にたをれ死する者多くして毎日番太の手にかゝり、地藏堂坂に大なる坑を掘りこれにつミ重ね埋しなり、其所に無縁法界平等利益の供養塔を建つ、実に目もあてられぬ有様なりしとぞ ※高橋豊昌 御救普請、高橋大明神

5 福岡・佐賀地域の飢饉供養

西日本における近世最大の飢饉はウンカによる虫害が凶作の原因となった享保の飢饉である。犠牲者が多かった現在の福岡県・佐賀県、および四国の愛媛県には飢饉供養塔が少なからず造立されている。このたびの科研で福岡・佐賀両県で餓死者供養に関する史料の調査・収集をわずかの日数であったが実施し、以下にあげる福岡藩、小倉藩、佐賀藩の事例を知ることができた。

福岡藩では飢饉直後の享保18年(1733)、崇福寺(臨濟宗)、東長寺(真言宗)で追善供養が執行されている。その後、天明元年(1781)の50年忌に領内の各宗派の寺院を動

員してかなり大掛かりな餓死供養が行なわれていたことがわかる。小倉藩では飢饉直後における広寿山（福聚寺、黄檗宗、藩主菩提寺）での餓死者供養が知られるほか、『中村平左衛門日記』によると、天保3年（1832）に享保飢饉100回忌の供養が領内あげて執行されている。救菩提山（ぐぼてんさん）は修験の山、中津郡国分寺は真言宗、開善寺は臨済宗で、開善寺には享保飢饉の餓死者の過去帳があり、43,067人の法名が記されている（『福岡県史料叢書』10、福岡県庁庶務課別室史料編纂所、1949年、など）。100回忌、さらには安政3年（1856）の供養のように、飢饉の記憶を長く持ち続けていることが特徴である。

佐賀藩の場合は、大財村仏心寺（黄檗宗）が領主による大施餓鬼を執行してきた。享保18年5月同寺で大施餓鬼修行があり、元文元年（1736）以降は毎年7月10日に大施餓鬼を執行する例となった。寛政9年（1797）の『寺社差上帳』には仏心寺が餓死供養に深く関与してきた経緯が記されている。仏心寺には「本州庶民累墓」とある享保飢饉の供養塔があるが、明治年間に改築されたものという。改築前の銘文（寛保元・1741年7月13日、沙門元皓誌）は佐々木雄堂稿「佐賀藩に於ける享保凶饉考」（『肥前史談』8-3、1935年）に掲載されている。なお、享保18年の多久の事例は同地に佐賀藩の多久氏の陣屋があり、その管掌のもとで執行された施餓鬼会である。

〔福岡県〕

享保18年6月23日 『長野日記』325頁（『近世福岡博多史料』一、西日本文化協会、1981年）

六月廿三日去年以来時気悪敷、病死多、末々法事営ミも難成、旁不便ニ被思召候、将又五穀成就豊饒国家安穩之為、来月四日崇福寺・東長寺ニおゐて、追善執行被仰付候事

享保18年7月4日 『黒田家譜』四、171頁（文献出版、1982年）

か様に飢寒疫癘にて死没する者多けれ共、貧き者ハ葬祭のいとなみも成かたき者多かりしを、不便なる事に思ひたまひ、化者の冥福を助け、且ハ五穀豊饒し、国民安穩の為にもあれハ、祖宗の御寺にて法会を修行し、施餓鬼を行ハるへし。四日ハ長政の忌日なれば、此日然るへしと仰られ、七月四日崇福寺・東長寺にて、作善をなさしめ給ふ。されハ国中の人民、貴きも賤きもをしなへて、継高の仁心深くおハします恩徳、生る者のミにあらず、死せし者迄に及へるを仰き尊さるハなかりき。

享保18年7月10日 『小倉藩主記録』124頁（『福岡県近世差災異誌』、同刊行会、1992年）

七月十日於広寿山去子年領中餓死之者為供養、施餓鬼修行被申付

享保18年 『享保十七壬子大凶年ノ覚書』95頁（『福岡県近世差災異誌』）

一 右飢死有之ヲ御供養トシテ、大龍寺（一書大涼寺とあり）於テ一七日御法事被遊難有奉存候事

一 御本家ノ殿、松平筑前守継高公ト拜ム、右ハ大国故浦々島々迄ハ御手ニ不及、大分ノ飢死八万六千程、此御供養トシテ博多松原崇福寺ニテ、一七日ノ御法事被遊候、此事万民難有奉存様

享保18年 『村用集』121-122頁（『福岡県史』近世史料編11、年代記一、福岡県、1990年）

享保17子ノ秋末より同十八年四月末、同八月迄、当郡中之飢死の人数凡八千人に及、御

国中、両市中・浦々にかけ拾五万人程死失たと相聞ル、夫故有縁・無縁の輩跡とふもの
を持さる者供養のため、福岡・博多寺々仏事有り、此郡中へも多かりし、あらかなしや口
惜やとおもふ靈魂と、まるまじき者にてなし、風病・ぎやくなと煩出せば、世の中は死失
たるもの、わさわひにては有間敷といふものも有、すいふん神明・ぶつたしんゞ、し、此
身息災・延命をいのるへし、おこるものハ久しからず、満ればかぐる世のせいすひ、よく、
心得有へき事也、かゝる大へん五百年以来にハいつくの記録にも不見由

安永 10 年 (天明元年) 『年代記』 740 - 741 頁 (『福岡県史』近世史料編 11)

享保十七年壬子之凶年より五十年忌ニ相当り、餓死御供養として従御上禅・浄土・真宗之
寺々江銀壺枚充、御国中ニ而五十一ヶ寺江御渡「被下」、法事供養被仰付、当郡ハ大穂村
宗生寺・陵巖寺村正法寺・赤間宿浄満「万」寺ニ而執行有之

天明元年 4 月 22 日 『町郡浦御用帳』 130 - 131 頁 (『福岡県史』近世史料編福岡藩
御用帳一、福岡県、1988 年)

四月廿二日

旁両市中共四宗触頭□(壺)ヶ寺充ニて 町奉行

旁一郡四宗壺ヶ寺充ニて 郡奉行

旁惣浦ニて四宗壺ヶ寺充ニて 浦奉行

当年は去ル壬子之蝗災飢饉年より五拾年ニ当候、右子丑之両年は時気悪敷病死多、其上餓
死も有之、子孫絶候者も有之、仏事之當も有之間敷不便被思召上候、依之国民安穩、五穀
豊饒のため旁く(割注)此所ニ奉行之〔上ニ〕小字ニて書調〔置〕候文言夫々調之>勝手
次第施餓鬼修行被仰付候事

三奉行

此節被仰出候施餓鬼修行之儀、禅・浄土・法華・真宗右之四宗、市中ハ触頭、郡々浦々聞
次寺ニおゐて修行候様可被申付候、依之一宗ニ銀壺枚充被下候事

右書付年番東馬より相渡之

天保 2 年 3 月 4 日 『中村平左衛門日記』 五、34 頁 (北九州市立歴史博物館、1986 年)

一 求菩提山ニおいて今日より八日迄五穀成就御祈祷、並先年餓死いたし候者供養執行有
之、依之、一郡より子供役一人ツゞ、銀壺枚御初穂持参参詣いたし候様、先日御触有之、
右ニ付、方角の事故、津田伴兵衛参詣いたし候様、此間申聞置候、然ル処、右ハ七日ニ限
て登山いたし候様、又々御沙汰也、左候へハ御改ニ差合候義ニ付、何分哉の旨相伺候処、
御改の方ハ一年の事故、不勤いたし候ても可然旨御沙汰也

一 仲津郡国分寺ニも五日より一七日の間、右同様の義執行ニ付、求菩提山往返の内金百
疋御初穂ニて参詣いたし候様御沙汰也、今年ハ享保十七年より百年に相当り候由、享保
十七年ハ至て凶年ニて餓死の者多ク有之候よし也

天保 3 年 3 月 8 日 『中村平左衛門日記』 五、199 頁

一 此度開善寺ニて餓死の者百年忌供養ニ付、一ト手永より金一步ツゞ、寄付致候様御代官
所より御沙汰也、享保年中大變餓死四万四千余人の事ニ候由、此者共法名とは法花経を片
めぎに二字ツツ相用候とのはなし也

天保 3 年 3 月 21 日 『中村平左衛門日記』 五、204 頁

此度開善寺ニて餓死百年忌御供養被仰出候ニ付、一手永より庄屋一人ツゞ、惣代として参詣
致候様、御領中評定相決し候、当手永の義ハ西朽網村良助へ申付ル、香典銀壺両札ニメ四

枚重十七匁式分同人へ遣し、是又いつれ同様也、大庄屋ハ一郡より一人ツ、也、富野氏被
参候筈、是ハ一手永より正金百疋ツ、也、当郡一両式歩一所ニ前以相納候事

天保3年3月25日 『中村平左衛門日記』五、206頁

享保十八丑年餓死候者御供養百年忌御執行、廿三日より今日迄也、三日共ニ殊の外参詣の
者多、今日ハ別ての由也、郡・町より撰待の赤飯等夥敷持出候よし也、三日勤行の次第、
同寺より書付御郡方役所より参候よし、同所より一昨日被見候也

勤行品目

初日	巳上刻 大般若經	二日	巳上刻 懺法
	半齊 楞嚴咒		半齊 大悲咒
三日	大施餓鬼 行道		
	楞嚴咒		宝篋印塔諷經
	半齊		放生会

以上

右の通り也、享保十七子歳極々凶作、秋・冬ニ掛餓死の者多、春ニ至り別て多ク、其上疫
癘嚴敷流行ニて死亡希代の事也、御領中郡町共ニ其数四万三千人余ニて候由也、右一所ニ
墓一ツ建居候よし、法名は夫々ニ法花經の字を二字ツ、片めきニ取り付ケ候もの、よし
也、名所相分り候分ハ俗名夫々記シ有之よし、巻物ニして飾り付有之よし也

安政3年7月7日 『中村平左衛門日記』九、552頁（1992年）

一 二塚村正受寺ニて明後九日、享保年中餓死の者施餓鬼ニ付、一手永庄屋兩人ツ、参詣、
延永手永ハ高瀬喜左衛門・宮崎恒一郎良平、新津手永ハ為左衛門・源一郎参候様、子共役
より取計候段申来ル

〔佐賀県〕

享保18年5月29日 『宗茂公御年譜』363頁（『佐賀県近世史料』第一編四、佐賀県立図
書館、1996年）

同月廿九日夜、大財村仏心寺ニ於而大施餓鬼修行仰付らる。去年以来御国飢寒或ハ疫癘ニ
而数万人死亡いたし、天災之流行といへとも、御国家救急之御備乏く、如此無罪の人民道
路に斃死せしめし段、甚不愍ニ被思召ニ依てなり、上下ニ限らず、志有之者ハ参詣可仕旨
被仰出、万人御仁心を感戴し、夥しき参詣也、此節住持僧へ御側より之御使沢辺三郎兵衛
なり

右、大施餓鬼料銀御掛硯方より差出さる、諸雑費八百目、僧徒之御布施三百式十目、精
米七斗五升、御法事頭人江副忠兵衛なり

享保18年7月7日 『御屋形日記』499頁（『多久市史』2、2002年）

餓死者の施餓鬼会を開く。多久郷は福聚寺で、南目筋は円通寺で催され、村々は参詣する
ようにと触出される。

元文1年7月6日 『宗茂公御年譜』392頁（『佐賀県近世史料』第一編四）

此前仏心寺ニ而大施餓鬼仰付られ、当年より永々毎年七月盆前ニ大施餓鬼仰付らる、同十
日於仏心寺執行有之、但此以後毎月年七月十日ニ相定らる

元文1年7月10日 『重茂公御年譜』416頁（『佐賀県近世史料』第一編四）

一 七月十日、仏心寺ニ於テ大施餓鬼仰付ラル、此以後毎年七月十日ニ相定ラル

一 右ニ付最前仰出サレケルハ、此迹仏心寺ニ仰付ラレシ大施餓鬼ノ義、当年モ可被仰付、右ハ万民ノ為ノ義ニ候得ハ、以来ノ義毎年七月ニ可被仰付思召サレ候、此義吟味ニ及可申上旨仰出ニ付テニ、難有御仁恵ノ思召ニ付、弥可然義ニ存シ奉り候旨御請ニ相成、其末永々ノ義ニ付テハ書付ヲ以テ仏心寺エ可申達旨仰出サレ候ニ依、御年寄役ヨリ仏心寺エ相渡ス書付

去ル凶年之比死亡之者之ため、此跡大施餓鬼被仰付候、且又依重罪不被行死刑候て不叶者、又者横死之者等不便ニ被思召候、然者右体之者惣而法界之ため、毎年七月盆前ニ永々大施餓鬼被仰付候間、懇ニ可有修行旨被仰出候、此段第々之住侶江も可被相伝候、以上

元文元年

七月六日

納富十右衛門 書判

多久藏人 同

大木勝右衛門

仏心寺

一 右ニ付、御年寄役ヨリ請役所エ書付ヲ以テ、左ノ通相達ス

一 大財仏心寺におゐて、当年より永々御領中為万民、七月盆前大施餓鬼被仰付候、当年之儀者来ル十日執行仕候様相達候

一 右料銀之義、御懸硯方より被差出義ニ候

一 右施餓鬼、為万民被仰付候得者、無用捨諸人參候様郷町江可被相触候

一 施餓鬼之節、御目付警固・寺社方勤之儀、去年之通可被仰付候

一 右ニ付而、仏心寺へ我々より相渡候書付写扣相渡候

宝暦 11 年 7 月 12 日 『重茂公御年譜』 545 - 546 頁 (『佐賀県近世史料』 第一編四)

一 同十二日、大財村仏心寺大施餓鬼ノ節、例年、御目付・寺社方付役侍警固被仰付、諸節・銀米・夫丸等ノ御入費有之、此節御減少ニ付、右出役被相省、料銀計被差出可然ト伺ニ相成ノ処、向後トモニ伺通可相定旨被仰出

明和 1 年 3 月 6 日 『泰国院様御年譜地取』 93 - 94 頁 (『佐賀県近世史料』 第一編五、1997 年)

一 同日、願正寺より去子ノ凶年より当年迄三十三年ニ相当、子丑之亡者為追善、十昼夜法事執行仕度旨奉願候付、来ル十六日より相始候様 (重茂公) 被仰出之

寛政 9 年 9 月 『寺社差上帳 濟家宗由緒一』

小城郡三間山円通寺触内

佐敷郡大財村 仏心寺

一 当寺開山禪巖和尚元禄五年建立之志願地、然処<乗輪院様御子様也>鍋島内匠殿平日開山ニ就御帰依ニ建立之砌ニ而被起、御志願之建立之事

一 就右開基<内匠殿>覚樹院殿涼巖元蔭大居士御位牌御尊像并御居間御寄附之事

一 御城下近在ニ櫛門之寺依無之、開山禪巖和尚每歳七月十六日ニ無縁之者ニ大施餓鬼を修行仕、依之御領中江志紙袋差廻し申度旨奉願候処、蒙御免許永代差廻し来り候事

一 享保十七壬子歳御国中田作大虫入ニテ餓死人多ニ付、当寺江数百人被相葬候事

一 同十八歳丑年五月廿日從海量院様御国家安全為疫病転除且為餓死菩提於当寺大施餓鬼被仰付候事

一 右料銀八百目精米七斗五升被相渡并為御布施住持江白銀式枚誦經鎮座之僧江金子百正

ツ、役僧へ銀貳兩小僧判僧銀五匁ツ、被相渡候事

一 右ニ付御上使并諸役人方御出席之事

付、御年寄衆御側目付御側頭目付寺社奉行御修理方役警固御頭人郡目付下目付小奉行迄被相勤候事

一 右ニ付僧衆休息所警固小屋其外供屋修理方より相調、且募簿縁被指出候事

一 右ニ付寺諸遣用夫丸拾五人被指出候事

付、寺中其外掃除用迄

一 享保廿一卯七月十六日ニ例年大施餓鬼依御上為餓死人被仰付候、御領中之人民と茂参詣仕候様御触達有之、猶又前々より被指免置候紙袋等も相改候事

一 元文元年辰七月十日為餓死人横死之者、都而法界永代大施餓鬼被仰付之旨ニ而、御年寄衆方御連名之御奉書頂戴仕居候事

一 同歳七月盆会餓死人御當として金子三百疋被相渡下候事

一 宝曆八歳未七月從光徳院様御國中餓死横死之者ため、当寺江石牌被遊御建立候事

一 永々御施餓鬼料之儀、享保二拾歳ニ銀拾枚白米六斗ニ被相減、又宝曆貳歳ニ銀三百目ニ米六斗ニ相成、且近年御仕切ニ付而者度々被相減、到只今ハ境内田地御成定米壺石八斗と御施餓鬼料被相立、右ニ付近比ハ大施餓鬼相勤候儀不相叶毎歳水施餓鬼修行仕候事

一 右從御上為餓死横死人法界被仰付候、御施餓鬼日限之儀元文元歳より盆前ニ相勤候様被仰付置、毎歳七月十日夜定日ニ修行仕候事

一 右ニ付而御紋付提灯式挺相渡居候事

付、右張替之儀八年々手前より仕候事

一 宝曆十四歳餓死三十三回忌ニ付法会相勤、依之禪堂修理及破損、且為餓死供養三ヶ年御領中勸化奉願被指免候、就右從御当役之御究状有之候事

一 当寺境内田地五段三步地米壺石八斗之所、当歳之水施餓鬼料米ニ被相立候事

一 当時境内田地五段余相付来候之処、別而地元悪敷御座候故、先年成下奉願候処如願被差免置候得共、右田地際其外ニ餓死人既ニ及千人堀埋被仰付候ニ付、作人無御座其段又々成下奉願候処、御見分之上増落被仰付、永代七部落ニ相成自作仕来候、御物成之儀ハ不淨地之様成地元ニ御座候故、出米立米御蔵納ニ可相成様無之由ニ而、御物成壺石八斗之所毎歳被相渡候御施餓鬼料之内より御立直段を以御差引ニ相成候事

境内田地畝数

貳本松拾八

一 下壺段七畝壹歩 御蔵入 一 下々壺段五畝貳歩 右同

一 三下壺段八歩 右同

合 田数五段三步 地米壺石五斗貳升六合

屋敷地畝数

一 敷地七畝廿八歩 地米五斗五升五合

一 下々畠貳畝 地米六升 一 畔貳畝廿九歩 地米八升九合

合屋敷壺段貳畝廿七歩 地米七斗四合

御除地

一 田数壺畝廿壹歩 地米壺斗七升三合 一 屋鋪五畝六歩 地米三斗六升四合

合田屋敷六畝廿七歩 地米五斗三升七合

右者享保十九年寅八月ニ除地被仰付候

当寺支配地

一 森弐畝 大財村 碓ノ天神 但御除地

一 同壹畝 同村 石仏 但御除地

今般寺跡御改ニ付右之通相改差出申候、以上

寛政九年巳九月 仏心寺 (印)

円通寺 納所禪師

以上で、本稿を終えたい。考察がはなはだ不十分なかたちではあるが、参考として御利用いただければありがたい。飢饉・災害、あるいは戦争の歴史研究は、悲惨な犠牲を繰り返さないためにも、生き残った者による供養・慰霊という行為にまで及ばなければ、全うすることができないように思われる。

(きくち いさお 宮城学院女子大学)